

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 檢 評 價 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29(2017)年 6 月
京都華頂大学

目 次

I.	建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II.	沿革と現況	2
III.	評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
	基準1 使命・目的等	6
	基準2 学修と教授	15
	基準3 経営・管理と財務	45
	基準4 自己点検・評価	62
IV.	使命・目的に基づく大学独自の基準による自己評価	67
	基準A 社会との連携	67
V.	エビデンス集一覧	72
	エビデンス集（データ編）一覧	72
	エビデンス集（資料編）一覧	74

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 京都華頂大学の建学の精神と基本理念

京都華頂大学の建学の精神は、「浄土宗宗祖法然上人の仏教精神に基づく教育」である。京都華頂大学（以下「本大学」という。）は、法然上人の700年御遠忌を記念して明治44（1911）年に創立された華頂女学院を濫觴とし、昭和28（1953）年に開学した華頂短期大学の校地・施設・設備・教員の一部を転用して、平成23年4月に法然上人800年御遠忌並びに華頂女学院創立100周年を記念して設置した。

本大学は「浄土宗宗祖法然上人の立教開宗の精神に基づき、生命の尊さを深く理解し、素直に感謝のできる社会人を育成すること」を教育方針とし、經典「仏説無量寿経」巻下に説かれる法藏菩薩が阿弥陀如来になる前に修行をされていた時の姿を表現した「和顔愛語」なる語を学訓に掲げ「和やかで穏やかな顔立ち・態度、思いやりのあるやさしい言葉・行動」の大切さを教育の支柱としてきたところである。女子単学教育を標榜する本大学においては現在に至るまでこの教育方針と学訓を継承している。

2. 京都華頂大学の使命・目的

前述した建学の精神に基づく本大学の使命・目的については、本大学学則第1条において次のように定めている。

【京都華頂大学学則第1条】

本大学は仏教精神に基づき教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広い教養を基盤として、深く専門の学芸を教授研究し、国家社会の福祉に貢献しうる心身共に健全なる女子を育成することを目的とする。

本大学は、華頂短期大学が長年にわたって担ってきた女子単学教育の有為性を生かし、学士課程教育を提供する四年制大学として、平成23年度に現代家政学部・現代家政学科の1学部1学科を設置し、平成26年度第1期卒業生は、幼稚園や保育所、小・中学校教諭、社会福祉施設職員、公務員、一般企業等の業種に高い就職率で送り出すことができた。

これは建学の精神に基づき、生命の尊さを基本に人間尊重の精神を育む中で、人類の福祉に貢献する社会人を育成することを使命・目的とする本大学の特色のある教育課程が大きな成果を上げたものと考えている。

また、平成28年度には新たに食物栄養学科を開設し、食・栄養・健康を学びのキーワードに生活者の視点と専門家の知識を身につけ、医療や介護、保育、教育、保健などの様々な現場で栄養指導ができる人材育成に取り組んでいる。

この健康長寿社会の実現に貢献できる人材の育成は、本大学の使命・目的に沿ったものである。

3. 京都華頂大学の個性・特色

現代家政学部では、本大学の教育方針を基本として、一個の人間としての人生設計を見

据えながら家族や家庭、地域、社会との関わりを教育・研究することにより、生活者と職業人双方の立場から男女共同参画社会や多文化共生社会の担い手となっていく人材を育成することを目的としており、個性と特色のある教育体系になっている。

「現代家政学科」では衣・食・住の実践的な学びを基盤とし、個人と家族や家庭、地域、社会との関係である生活構造という空間的な横軸と生涯の人生設計という時間的な縦軸双方からアプローチする生活経営学の見地から、子育てや家庭教育、住宅問題、家計、食生活、介護、地域との関わり等の広範な諸課題を教育の対象としている。

衣・食・住の諸問題を中心に置きながら、教育学や心理学、社会学、経済学、歴史学などの諸学問を補助学問として、21世紀社会における新しい時代の家族・家庭を中心とした人間生活の在り方を研究する個性的な教育課程であり、社会科学の方法論から学ぶ点においても本大学における学びの特色となっている。

「食物栄養学科」は、「食」の観点から現代社会における諸課題の解決に取り組むため、生活を基盤とする「こころとからだ」「食・栄養」「生活・文化・社会・福祉」の視点から高度な専門的知識と技能を備えた人材を育成し、乳幼児から高齢者に至るまでのライフステージを通じて、質の高い生活の実現に寄与することを使命・目的としている。

生活を基盤とした諸課題の解決を教育の基礎としながら、家族や地域、社会との関係から研究を深める現代家政学科と、食と栄養の領域に重点を置き、現代社会の食の課題を研究の中心とする食物栄養学科を備えた本大学は、生活者・職業人の視点から、健康長寿そして男女共生社会の実現に貢献できる人材を育成する学術拠点として個性と特色を備えている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人佛教教育学園は、大正元(1912)年専門学校令により高等学院が設置され、翌年佛教専門学校と改称となった現在の佛教大学、佛教大学附属幼稚園を擁する学校法人浄土宗宗教資団と、明治44(1911)年創立の華頂女学院を濫觴とし、華頂短期大学、華頂女子高等学校、華頂女子中学校、華頂短期大学附属幼稚園を擁する学校法人華頂学園が平成14年に法人合併し、さらに明治45(1912)年設立の東山中学校、昭和23(1948)年設立の東山高等学校、東山幼稚園を擁する学校法人東山学園と平成21年に法人合併、同時に学園名を学校法人佛教教育学園に改称し現在に至っている。この中で華頂短期大学は昭和28(1953)年に開学、浄土宗宗祖法然上人の仏教精神を建学の精神とし、当初家政科・保育科の2科であったが、昭和33(1958)年に社会福祉科を設置、その後名称変更、専攻分離、専攻募集停止などを経て、平成29年現在、幼児教育学科、歴史学科、介護学科の3学科から成り、一貫して建学の精神である仏教精神に基づき人間の本質的課題を教育研究の対象とし、「浄土宗宗祖法然上人の立教開宗の精神に基づき、生命の尊さを深く理解し、素直に感謝の出来る社会人を育成すること」を目指し、今まで3万人を超える女子を世に送り出し社会から高い評価を受けてきたところである。

この華頂短期大学の生活学科を廃し、その校地・施設・設備・教員の一部を転用して学部組織を有する京都華頂大学の設置申請に至った経過・背景として、1つには短期大学が

長年に亘って担ってきた女子の高等教育の指向に四年制大学への進学意欲の高まりが顕著にみられることがあげられ、これを受け止め社会のニーズにしっかりと答えなければならぬこと。もう1つには単学女子の高等教育として短期大学士課程教育の提供にのみとどまっていることは教育理念として適切でないと認識のもと、学士課程教育の提供が行える環境を整えるべきであるとの理由により、四年制大学の設置に至った。

沿革一覧

明治 44(1911)年	9月	華頂女学院開校(実科・選科、修業年限4年、定員320名)
昭和 10(1935)年	10月	華頂幼稚園設置認可(定員200名)
昭和 19(1944)年	5月	財団法人知恩院教育資団設立
昭和 26(1951)年	3月	財団法人知恩院教育資団を学校法人華頂学園に改める
昭和 28(1953)年	1月	華頂学園短期大学設置認可
	4月	華頂学園短期大学開学(保育科・家政科、定員各40名)
	7月	華頂学園短期大学を華頂短期大学と改称
昭和 33(1958)年	4月	華頂短期大学社会福祉科開設(定員30名)
昭和 50(1975)年	3月	華頂短期大学幼児教育科を幼児教育学科、家政科を家政学科、社会福祉科を社会福祉学科に名称変更
昭和 51(1976)年	4月	華頂短期大学家政学科(生活科学専攻・被服専攻)、社会福祉学科(社会福祉専攻・児童福祉専攻)が専攻分離
昭和 63(1988)年	4月	華頂短期大学社会福祉学科社会福祉専攻において介護福祉士養成開始
平成 6(1994)年	4月	華頂短期大学家政学科を生活学科に、被服専攻を服装科学専攻に名称変更、生活学科に生活文化専攻を設置
平成 14(2002)年	5月	学校法人華頂学園、学校法人浄土宗宗教教育資団と法人合併
平成 20(2008)年	10月	華頂短期大学50周年、附属幼稚園開園73周年及び葵の広場第1期工事竣工記念式典挙行
平成 21(2009)年	4月	学校法人浄土宗宗教教育資団を学校法人佛教教育学園に改称、学校法人東山学園と法人合併
平成 22(2010)年	4月	華頂短期大学歴史文化学科設置(定員50名)、生活学科130名から100名、社会福祉学科250名から150名に定員変更 京都華頂大学 文部科学大臣より認可
平成 23(2011)年	4月	華頂短期大学生活学科及び社会福祉学科の募集を停止 京都華頂大学開学(入学定員95名、3年次編入定員10名、収容定員400名)、現代家政学部現代家政学科開設 華頂短期大学人間健康福祉学科設置(入学定員100名、収容定員200名) 京都華頂大学に現代家政学研究所開設
	5月	京都華頂大学・華頂短期大学に教育開発センター、地域発展活性化センター及び学生参画運営センター開設

		京都華頂大学開学記念式典開催
平成 24(2012)年	10月	文部科学省との共催による「大学教育改革地域フォーラム 2012 in 京都華頂大学・華頂短期大学」を開催
平成 25(2013)年	3月 4月	華頂短期大学生活学科・社会福祉学科廃止 キャリアセンター開設 京都華頂大学に教職・資格教育機構を設置
平成 26(2014)年	4月	華頂短期大学人間健康福祉学科の募集を停止 華頂短期大学歴史文化学科を歴史学科に名称変更 華頂短期大学幼児教育学科入学定員を 200 名から 240 名に増員 華頂短期大学介護学科を設置(入学定員 60 名)
平成 28(2016)年	4月	京都華頂大学現代家政学部食物栄養学科を設置(入学定員 60 名)、食物栄養学科に管理栄養士養成課程を開設 京都華頂大学現代家政学部現代家政学科の入学定員を 95 名から 80 名に減員、3 年次編入定員 10 名を廃止 京都華頂大学教職・資格教育機構を教職教育機構に名称変更 華頂短期大学幼児教育学科入学定員を 240 名から 220 名に減員 華頂短期大学人間健康福祉学科を廃止、介護学科の募集停止

2. 本学の現況

- ・大学名 京都華頂大学
- ・所在地 京都市東山区林下町 3 丁目 456 番地

・学部構成

		コース	
学部名	学科名	平成 23~27 年度	平成 28・29 年度
現代家政学部	現代家政学科	児童学コース	児童学コース
		ライフデザインコース	生活社会学コース
		人間福祉学コース	
	食物栄養学科		※コースなし

・学生数、教員数、職員数 (平成 29(2017) 年 5 月 1 日現在)

学部の学生数 (人)

学部名	学科名	入学定員	在籍 学生数	在籍学生数			
				1回生	2回生	3回生	4回生
現代家政 学部	現代家政学科	80	308	59	61	87	101
	食物栄養学科	60	103	56	47		
合 計		140	411	115	108	87	101

教員数

(人)

学部名・学科名			専任教員数								
			教授		准教授		講師		助教		計
			男	女	男	女	男	女	男	女	男
現代家政学部	現代家政学科	2	6	4	2	1	0	0	0	7	8
	食物栄養学科	0	4	2	1	0	0	0	2	2	7
合 計			2	10	6	3	1	0	0	2	9
											15

※学長を除く。

職員(事務職員)数 (京都華頂大学)

(人)

区分	専任職員		契約職員		臨時職員		派遣職員		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	6	11	0	0	0	0	0	1	6	12

*参考：本大学と一体的に運営を行う華頂短期大学の状況

(人)

区分	専任職員		契約職員		臨時職員		派遣職員		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	6	5	2	0	0	0	0	0	8	5

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

◆基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性	
《1-1 の視点》	
1-1-①	意味・内容の具体性と明確性
1-1-②	簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本大学の使命・目的については、京都華頂大学学則第 1 条に定めている。【資料 1-1-1】

「浄土宗宗祖法然上人の立教開宗の精神、万民平等救済の理念」「生命の尊さを深く理解し、素直に感謝の出来る社会人を育成すること」の精神・理念のもとに、華頂短期大学設置そして京都華頂大学設置以来、一貫して地域社会の発展に貢献できる職業人養成を重視した教育研究を推進しており、この使命・目的は、具体的に明文化されている。

教育目的については、学則第 1 条第 2 項において、本学部・学科における人材育成に関する目的その他教育研究の目的については別に定めるものとし、人材の育成に関する目的は「京都華頂大学学部・学科の教育目的に関する規程」に具体的に明文化している。【資料 1-1-2】

【京都華頂大学学部・学科の教育目的に関する規程第 3 条】

1. 現代家政学部・現代家政学科の教育目的については次のとおりとする。

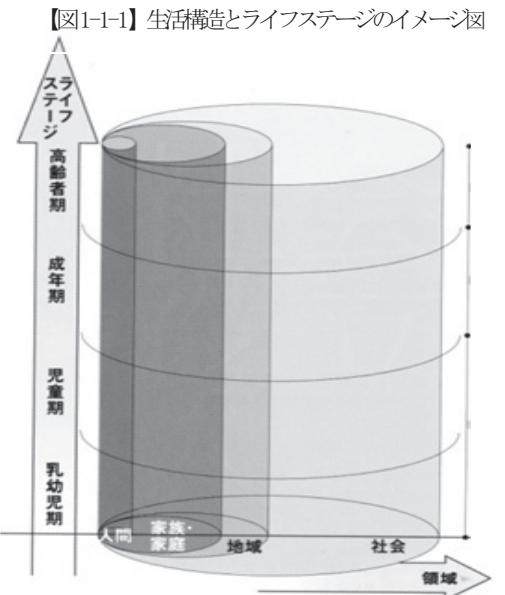
健全な人間社会の建設を目指し、人間の生活構造という空間的な横軸と人生設計という時間的な縦軸双方からのアプローチを通じ、児童期、成年期、および高齢者期各々における家族・家庭のあり方を研究教育の対象として、自立した生活者と職業人との両面から、社会に貢献しようとする意欲を持ち続けることができる人材を育成する。

2. 現代家政学部・食物栄養学科の教育目的については次のとおりとする。

人々の生活構造と生涯のライフデザインとの両面から生活習慣病の発症予防と重症化予防、疾病の治療並び介護予防に係る課題を教育研究の対象として、生活者の視点に立ち、地域社会の医療、介護、保育、教育、保健等の場において、健康の維持・増進を目指す栄養の指導ができる高度な専門的知識と技能を身に付けて、「健康長寿社会の実現」に貢献できる人材を養成することを教育目的とする。

建学の精神・理念を基礎として、個人の生活構造という空間的な横軸と、生涯の人生設計すなわちライフデザインという時間的な縦軸双方からアプローチすることにより、21世紀社会における新しい時代の家族・家庭を中心とした人間生活の在りかたを提案できる社会人を育成するという使命・目的及び教育目的は、具体的に明文化され、また明確であると判断している。

【図 1-1-1】



1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的については、前述の教育目的に関する規程のほか、「キャンパスライフ」、「履修要項」や本大学公式ホームページ等の紙媒体や電子媒体を通じて明確にしており、またその表現は具体性をもって、簡潔に文章化している。【資料 1-1-2~4】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-1】京都華頂大学学則（【資料 F-3】参照）

【資料 1-1-2】京都華頂大学学部・学科の教育目的に関する規程

【資料 1-1-3】2017 キャンパスライフ（p. 5）（【資料 F-5】参照）

【資料 1-1-4】2017 履修要項（p. 7）（【資料 F-12】参照）

（3）1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本大学では前述のとおり、使命・目的及び教育目的を明確に定め、様々な媒体を通じて在学生や教職員を始め学内外への周知を図っている。

しかしながら、近年の著しい情報化の進展は社会構造の変革をもたらし、人々のライフスタイルが大きく変貌を遂げる中で家族・家庭の在り方も見直しが迫られている。こうした中で、将来を担う世代がどのようにして豊かで有意義な生活を送ることができるかを探究すると同時に、未来のライフステージを生き抜く確かな基礎力を身につける教育を行うことは、この分野の専門的な教育・研究を進める本大学の使命・目的であると考えている。

第4次産業革命と言われる時代を迎え、今後とも人々の価値観が一層多様化する現代社会の様々な要請に応えていくためには、本大学においても今後さらに学問領域を拡大する必要があり、新たな学部等の設置や教育課程の改編等の取り組みを進めていく。

◆基準1. 使命・目的等

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

«1-2の視点»

1-2-①	個性・特色の明示
1-2-②	法令への適合
1-2-③	変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本大学は、「浄土宗宗祖法然上人の立教開宗の精神、万民平等救済の理念」「生命の尊さを深く理解し、素直に感謝の出来る社会人を育成すること」の精神・理念のもとに、一貫して地域社会の発展に貢献できる職業人養成を重視した教育研究を推進し、その個性・特色を明示しながら、社会情勢の変化に対応している。

また現代家政学部では、教育・研究の基盤を「人間個人の生活構造という空間的な横軸と、生涯の人生設計すなわちライフデザインという時間的な縦軸双方から人々の生活にアプローチすることで、一個の人間としての人生設計を見据えながら、家族・家庭、地域、社会との関わりを考える」ことに置いている。これにより、地域社会の諸課題解決に生活者と職業人双方の立場からライフステージを通じて質の高い生活を実現できるよう支援・貢献できる人材を育成する観点から、現代家政学科では生涯設計に応じて、衣食住に関する社会学的、教育学的な学修を履修モデルコースに分けて専門性を高めてきた。そして、建学の精神と歴史的経緯、社会的ニーズを踏まえ、生活者の視点で生涯を通じた健康の維持・増進を支援できる人材を育成する観点から、食物栄養学領域を拡充することが最も必要であると判断し、平成28年度に食物栄養学科を開設した。

このように現代家政学部の理念と特色を発展させ、人材育成が見える学科体制になったことにより、本大学の個性・特色をより明確にしている。

1-2-② 法令への適合

建学の精神に基づく本大学の使命・目的を学則第1条に定め、その教育目的は学則第1条の規定に基づき、「学部・学科の教育目的に関する規程」を定めており、使命・目的、教育目的について法令を遵守していると判断している。本大学の掲げる理念・目的を具現化するために、教育基本法及び学校教育法の法令を遵守し、教育研究活動に必要な組織・制度とその諸条件を整備し、社会のニーズや変化に対応した教育課程を適切に編成し、その機能を十分に發揮している。

1-2-③ 変化への対応

本大学は平成23年4月に開設し、本年度（平成29年度）は開設7年目となるが、現代家政学部の教育方針の基礎となる「生命の尊さを深く理解し素直に感謝のできる社

会人の育成」の一環として、食と健康に対して高度の専門性を持つ管理栄養士等に対する社会要請に応え、平成28年4月には食物栄養学科を開設するとともに、現代家政学科の児童学、ライフデザイン、人間福祉学の3コースを見直し、地域や社会の問題解決に取り組み、生活者として地域の発展に貢献する公務員や公共機関及び公共性の高いフィールドへの就職を目指す生活社会学コースを開設し、児童学コースとの2コース体制に改編した。

このように本大学の建学の精神を堅持しつつ、使命・目的、教育目標の適切な社会への対応を進めており、これまでの取組の基礎に立脚した改善・向上を図っている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本大学の使命・目的、教育目標の適切な社会への対応については、価値観が多様に変容する現代社会において、これまでの取組の基礎に立脚し改善・向上を図ってきた。

この取組は今後とも継続して行うものとしており、本大学の中長期計画についても将来構想策定会議等を中心に検討・議論している。【資料1-2-1】

【エビデンス集(資料編)】

【資料1-2-1】京都華頂大学・華頂短期大学将来構想策定会議規程

◆基準1. 使命・目的等

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性	
«1-3 の視点»	
1-3-①	役員、教職員の理解と支持
1-3-②	学内外への周知
1-3-③	中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
1-3-④	使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本大学の使命・目的及び教育目的に関わる事項については、学則第53条に規定されている大学評議会を経て、教授会、部長会において審議され、学長が決定した上で法人理事会において承認されるが、その過程においては必ず教育研究組織や事務局関係部署との協議・調整を行っている。また、職員連絡会等で学長から教職員等に周知することによりその透明性を保持している。【資料1-3-1～4】

年度ごとの事業計画の立案や事業報告の際には本大学の使命・目的及び教育目的の達成状況について点検や見直しを行っており、本大学の主要な会議体等を通じて教職員に使命・目的及び教育目的についての理解と支持が得られている。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 1-3-1】京都華頂大学評議会規程
- 【資料 1-3-2】京都華頂大学教授会規程
- 【資料 1-3-3】部長会規程
- 【資料 1-3-4】職員連絡会／配付資料

1-3-② 学内外への周知

本大学の使命・目的及び教育目的は、大学案内や広報誌、受験情報誌等の印刷物をはじめ、本大学公式ホームページや大学ポートレート、大学紹介サイト等のウェブ広報など、多様なメディアを利用して積極的に広報している。【資料 1-3-5】

また、オープンキャンパスや「授業参加型学校見学会（Class Visit Day）」の開催、高校訪問活動等の充実を図っており、一方的な広報・情報伝達ではなく、高校生やその保護者等との適切なコミュニケーションを図りながら、本大学の使命・目的及び教育目的の理解を図っている。【資料 1-3-6】

学内においては、入学式や各種ガイダンス、在学生を対象とした各学期のオリエンテーション、1回生時から始まる総合基礎演習（1回生ゼミ）等の授業やホームルーム等において建学の精神や各年度の教育目標等の周知を図るとともに、創立記念講演会や授戒会、聖日の集い等の行事を通じて常に啓発に努めている。

また、在学生の保護者には保護者会行事や保護者面談会等の機会を通じて周知を図るとともに、学校行事にも積極的に参加を促して教育の現状を理解いただくよう努めており、本大学の使命・目的及び教育目的は広く学内外に周知されている。【資料 1-3-7～9】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 1-3-5】本大学公式ホームページ／<http://www.kyotokacho-u.ac.jp/>
- 【資料 1-3-6】2017 オープンキャンパスリーフレット
- 【資料 1-3-7】保護者会会則／保護者会配付資料
- 【資料 1-3-8】華頂修学ポータルサイト／利用案内
<https://ap.kyotokacho-u.ac.jp/ap/portal/>
- 【資料 1-3-9】学報第 6 号

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

ア. 中長期的な計画

本大学では平成 23 年度 4 月に現代家政学部現代家政学科を開設したが、大学の完成年度を迎える平成 26 年度には本大学設置の趣旨、使命・目的を踏まえ、大学及び短大の「将来構想策定会議」において、本大学の大学の学部・学科の中長期計画として新学部・学科設置構想の検討を進めた。

この将来構想策定会議においては、現代家政学部における使命・目的である新しい次代の家族・家庭の在り方として、「現代社会の中でどのようにして豊かで有意義な人間として生活を送ることができるかを追究すること」とりわけ、「有意義な生活を送る上で健

康長寿でありたいという願いは、世界中の誰もが、世代を超えて持っており、『健康長寿社会の実現』を支えるシステムは生活の質を向上させ、労働生産性を向上させる」ことから、高齢者の介護予防、現役世代からの健康づくり等の健康管理に関する取り組みが現代社会の大きな課題となっている点を現代家政学の観点からアプローチすることを本大学の中長期の方針とすることを決定した。【資料 1-3-10】

このため本大学では、本大学の開学の精神と経緯、社会的ニーズから、現代家政学分野のなかでも食物栄養学領域を拡充することが最も必要であると判断し、平成 28 年度には管理栄養士養成施設として食物栄養学科を設置することとし、栄養の指導、相談を通じて食生活の改善を支援できる高度な専門的知識と技能を持ち、社会に貢献する管理栄養士を養成することとした。【資料 1-3-11】

中長期構想に位置付ける食物栄養学科の新設については、平成 26 年 11 月の法人理事会において「京都華頂大学・華頂短期大学将来計画について」審議され、その後、平成 27 年 3 月の法人理事会において食物栄養学科の新設、入学定員等が承認されたが、将来計画に基づく食物栄養学科の設置は本大学の使命・目的及び教育目的を反映するだけでなく、社会の要請を満たすものである。【資料 1-3-12】

イ. 3つの方針

本大学では、「学部・学科の教育目的に関する規程」に定める内容の具体化を図るため、3 つの方針を学科ごとに次のとおり定めており、食物栄養学科の教育目的を反映した 3 のポリシーは平成 28 年度入学生から適用され、既存の現代家政学科の 3 つポリシーとともに本大学の使命・目的及び教育目的を反映していると判断している。

《学位授与の方針（ディプロマポリシー）》

現代家政学科においては、「健全な人間社会の建設を目指して、社会に貢献しよう」という意欲を持ち続けることができる人材を育成する」という教育目的に沿って、学位授与の方針として、コミュニケーション能力や問題解決能力等を備え、職業人と自立した生活者との両面から社会の発展に貢献する意欲を持つことを求めている。

食物栄養学科においては、「健康長寿社会の実現に貢献できる人材を育成する」という教育目的に沿って、学位授与の方針として、地域をはじめ社会の人々の健康的で豊かな暮らしの実現に寄与するため、人々のライフステージや食生活に応じた栄養指導等に関する知識と実践的能力の獲得を求めている。

【現代家政学科・学位授与の方針】

本学部・学科の学士課程を修了し「学士」の学位を授与される者は、知識基盤社会といわれる我が国の将来を 21 世紀型市民として生きぬくためのコミュニケーション能力、汎用的能力、プレゼンテーション能力、問題解決能力を備え、職業人と自立した生活者との両面から、健全な社会の建設のための社会貢献を行おうとの意欲を持ち続けることができる者であること。

【食物栄養学科・学位授与の方針】

人々のライフステージ・食生活に応じた栄養指導や傷病者の食事療法を中心とする栄養指導能力を培い、健康づくりの専門職として医療機関、福祉施設、学校教育現場等さまざまな場で活用できる幅広い知識とその実践的能力を身につけ、地域をはじめ社会の人々の健康的で豊かな暮らしの実現に寄与できるものとする。

《教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）》

現代家政学科においては、学位授与の方針（ディプロマポリシー）に従い、コミュニケーション能力や問題解決能力の育成を図るため、基礎・教養教育に加え、「人間」「家族・家庭」「地域」「社会」の4領域の学問分野より広範な知識が学べるカリキュラム構成やキャリア教育の充実、少人数教育を柱とする教育課程の方針を明確にしている。

食物栄養学科においては、学位授与の方針（ディプロマポリシー）に従い、健康づくりの専門職としての目標を、食と栄養の観点から高度な栄養指導を行っていく管理栄養士の育成と定め、理論と実践の両面で高度な専門的知識と技術と社会人基礎力を身につけるための教育課程の編成と少人数教育を明確にしている。

【現代家政学科・教育課程実施の方針】

本学部・学科の教育課程実施の方針は、学位授与の方針（ディプロマポリシー）に従い、コミュニケーション能力、汎用的能力、プレゼンテーション能力の育成のために必要な教養基礎教育、幅広い教養教育に、演習科目等の充実した配置を行い、問題解決能力の育成にはゼミの充実と論文を含む卒業演習を置き、専門教育においては生活構造とライフデザインの理論を基幹として、「人間」「家族・家庭」「地域」「社会」の4領域の学問分野より広範な知識を学び、社会人としてのキャリア教育にも力を入れる。またその実施の方針としては、少人数教育によって教育効果を目指そうとすることが基本的な方針であり、教員と学生の距離感の近い教育を実施し、評価の面においても質保証に耐えられるものとする。

【食物栄養学科・教育課程実施の方針】

- (1) 幼児期から高齢者期のライフステージにおける心と身体の健康を保全し、日常生活を送る人々や非日常的生活を余儀なくされる傷病者にいたるまで、さまざまな人たちを対象に食と栄養の観点から高度な栄養指導を行っていく管理栄養士の育成を目指し、理論と実践の両面で高度な専門的知識と技術を身につけることができるよう教育課程を編成する。
- (2) 共通科目では管理栄養士に必要な広い視野と社会人としての基礎力を培う。また、総合基礎演習、現代家政学演習Ⅰ、Ⅱの科目を少人数クラス制で展開し、専門科目の履修に不可欠である食と栄養についての基礎能力を育成する。

《入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）》

現代家政学科においては、学位授与の方針（ディプロマポリシー）及び教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）に従い、「国語」「英語」などのコミュニケーションスキルや目指す社会人像をしっかりと描くことのできる意欲を求め、入試を通じてこれらの判定を行う旨を明確にしている。

食物栄養学科においては、本大学の目指す管理栄養士像を明らかにする中で、学位授与の方針（ディプロマポリシー）及び教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）に従い、本大学が求める人材像を「人々の健康づくりの専門職として貢献しようとする意欲と資質を持った者」と明確にしている。

【現代家政学科・入学者受入れの方針】

本学部・学科の入学者受入れの方針は、学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）に従い、コミュニケーション能力、汎用的能力、プレゼンテーション能力の育成を基本とする関係から、「国語」「英語」などのコミュニケーションスキルについては一定の能力を求める。また職業人としてのキャリア教育を重視し、自立した生活者を目標とする関係から、目指す社会人像をしっかりと描くことのできる意欲が見られること。以上の観点に立って一般入試、公募推薦、特別推薦選考、AO（アドミッション・オフィス）入試等を実施する。

【食物栄養学科・入学者受入れの方針】

本大学の目指す管理栄養士像を踏まえ、我が国を取り巻く社会環境の変化に伴う少子高齢化社会のなかで、「健康長寿社会の実現」に向けて、地域の病院、老人福祉施設、児童福祉施設、学校、行政機関等において地域社会における栄養の指導と食育の担い手として、専門知識と技能、実践的能力を修得し、人々の健康づくりの専門職として貢献しようとする意欲と資質を持った、次のような人材を求める。

- 人々の生活における食物・栄養・健康に関心がある。
- 人々の食生活の質を大切にし、栄養の指導の能力を身につけてさまざまな人々の健康づくりに貢献しようとする目標を持つ。
- 自らがより積極的かつ自主的に熱意を持って食と栄養に関する専門性を高め、地域社会の人々の健康の維持・増進を支援しようとする使命感にあふれている。
- 向上心があり何事にも積極的に取り組むことができる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-3-10】京都華頂大学将来計画検討委員会／配付資料

【資料 1-3-11】管理栄養士養成施設設置趣意書

【資料 1-3-12】学校法人佛教教育学園理事会資料

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

現代家政学科の学科教育目的の達成のために学生の目的意識に沿って履修モデルコースを設け、平成 23 年度開学時は児童学、ライフデザイン、人間福祉学の 3 コースを設けていたが、平成 28 年度の食物栄養学科新設を機に現代家政学科のコースを見直し、児童学、生活社会学の 2 コース制に改編した。

学科教育目的の達成状況・課題については、学科会議において所属教員全員で協議・共有し、学科の教務主任と学生進路主任が出席する学生委員会で履修状況や学修成果等について協議している。全学的には教学協議会に諮った後、教授会で審議・報告している。

【資料 1-3-13～14】

組織的・体系的に教育目的・内容を検討し改革を行うために、平成25年9月に学長を委員長とする教育改革会議を設置し、学生の主体的な学修のための学士課程教育の質的転換を促すとともに実質的な学修成果を可視的に確認できるように改革を実施している。また、本大学の附属機関として現代家政学研究所、地域発展活性化センター、教育開発センターに学科教員が専門研究員として所属し、学部学科の教育研究、授業方法の研究に当たっている。【資料1-3-15～18】

学則第53条に規定されている学長を議長とする大学評議会で本大学の教学及び事務、管理運営全般に関する重要事項として、学部・学科など教育組織の改編や自己点検・評価に関する事項を審議し、本大学の使命・目的及び教育目的を達成するための教育課程や学生生活全般の点検を行っている。

以上のとおり、教育研究組織と管理組織が連携して現状を評価・点検する体制を整えており、本大学の使命・目的及び教育目的との整合性は保たれている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料1-3-13】学科会議／関連資料

【資料1-3-14】京都華頂大学学生委員会規程

【資料1-3-15】京都華頂大学・華頂短期大学教育改革会議規程

【資料1-3-16】京都華頂大学現代家政学研究所規程／現代家政学研究

【資料1-3-17】京都華頂大学・華頂短期大学地域発展活性化センター規程／
地域発展活性化センター活動報告書「夢・かけはし」

【資料1-3-18】京都華頂大学・華頂短期大学教育開発センター規程／
教育開発センター研究報告書

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

現代家政学という特色ある研究分野において新しい時代の家族・家庭の在り方を探求し、職業人と自立した生活者の両面から社会の発展に寄与する人材の育成を目指す本大学においては、社会構造や人々のライフスタイルの変化等を踏まえながら、長期的視野に立って大学の使命・目的及び教育目的の評価や見直し、教育研究領域の拡充を図っていくことが重要であり、現代家政学研究所や教育開発センター等の教育研究組織と大学評議会、部長会、教授会等の管理組織が連携しながら継続的に研究・協議を行っていく。

[基準1の自己評価]

本大学は、教育基本法及び学校教育法等関係法令に基づいて、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を学則等に定めるとともに中長期的な計画や3つの方針等に反映し、様々な機会や方法を駆使して学内外に広く周知している。

また、教育成果を評価・点検する教育研究組織や管理運営体制は適切に整備され有効に機能しており、基準1を満たしていると評価する。

◆基準2. 学修と教授基準

2-1 学生の受入れ

«2-1の視点»

- | | |
|-------|-------------------------|
| 2-1-① | 入学者受入れの方針の明確化と周知 |
| 2-1-② | 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫 |
| 2-1-③ | 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持 |

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学部は現代家政学科と食物栄養学科の2学科で構成されており、それぞれの教育目的に合わせて次のとおり入学者受入れの方針を定めている。また、入学者受入れの方針は、「大学案内」や「入学選考要項」「指定校特別推薦選考要項」「AO選考要項」に記載しているほか、本大学公式ホームページ上でも公表している。【資料 2-1-1～4】

《入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）》（再掲）

【現代家政学科】

本学部・学科の入学者受入れの方針は、学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程実施の方針（カリキュラムポリシー）に従い、コミュニケーション能力、汎用的能力、プレゼンテーション能力の育成を基本とする関係から、「国語」「英語」などのコミュニケーションスキルについては一定の能力を求める。また職業人としてのキャリア教育を重視し、自立した生活者を目標とする関係から、目指す社会人像をしっかりと描くことのできる意欲が見られること。以上の観点に立って一般入試、公募推薦、特別推薦選考、AO（アドミッション・オフィス）入試等を実施する。

【食物栄養学科】

本大学の目指す管理栄養士像を踏まえ、我が国を取り巻く社会環境の変化に伴う少子高齢化社会の中で、「健康長寿社会の実現」に向けて、地域の病院、老人福祉施設、児童福祉施設、学校、行政機関等において地域社会における栄養の指導と食育の担い手として、専門知識と技能、実践的能力を修得し、人々の健康づくりの専門職として貢献しようとする意欲と資質を持った、次のような人材を求める。

- 人々の生活における食物・栄養・健康に関心がある。
- 人々の食生活の質を大切にし、栄養の指導の能力を身につけてさまざまな人々の健康づくりに貢献しようとする目標を持つ。
- 自らがより積極的かつ自主的に熱意を持って食と栄養に関する専門性を高め、地域社会の人々の健康の維持・増進を支援しようとする使命感にあふれている
- 向上心があり何事にも積極的に取り組むことができる。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本大学では各学科の入学者受入れの方針に沿って、「入学者選考規程」に基づいて次のとおり公正かつ妥当な方法により入学試験を実施している。

【現代家政学科】

入学者受入れの方針に沿ってコミュニケーション能力・汎用的能力を測るために、公募推薦選考、一般入学選考では国語又は英語を必須科目としている。指定校特別推薦選考ではスクーリングを導入し、授業（50分）を受講してレポート（600～800字）の作成を義務付けている。AO選考では、面談の採点項目にコミュニケーション能力の有無を含めるとともに、課題文の提出（必須）により国語力（表現力）を測っている。その他、特別選考等においては自己推薦文と面接を課して国語力とコミュニケーション能力を測っている。

【資料 2-1-1～4】

【食物栄養学科】

入学者受入れの方針では専門職としての能力を養うために専門知識と技能を修得するための基礎となる学力を求めており、試験科目として国語及び英語などの語学系科目と「生物基礎」「化学基礎」「生物」「化学」などの理科系科目を設定している。

また、基礎学力を担保するものとして、出願要件に欠席日数の制限や一定値以上の評定平均であることを求めている。【資料 2-1-1～4】

入試業務の運営体制としては、入学試験の方法や実施等に関する事項の審議を行う「入学試験・広報委員会」を設置するとともに、学力検査問題の出題や作成、管理等に関する諸事項の検討・調整を行う「入学試験・広報実施委員会」を設置して試験内容が入学者受入れの方針に沿っているか等の確認を慎重に行っており、適正な体制の下で入学試験を円滑に遂行している。【資料 2-1-5～6】

入学試験問題については、本大学にて試験問題を作成しており、その過程において選出された教員により校正を行っている。

また、高等学校での学びから大学での学びへと学修が円滑に進むよう、入学前導入教育を実施している。入学前導入教育では学科ごとに課題図書を選定し、それに関するレポートの作成を必修プログラムとしているほか、選択プログラムとして

①課題レポート B（家族・家庭／生活／女性）のいずれかをキーワードとする新聞記事や文庫・新書本を自ら選定し、レポートを作成する

②本大学にて行うスクーリングへの参加

③授業参加型学校見学会（Class Visit Day）での講義受講

④地域における体験型学習等に関する報告

等複数用意し、大学での積極的な学びを意識して自ら進んで取り組めるような課題を設けている。

①のレポートは入学後に、ゼミ担当教員が添削し、改善点等を記入し、学生担任が返却して面談する等フィードバックを行っている。

②のスクーリングは、「読書による学びの集い」を催している。入学前に大学に参集し、

それぞれが持参した図書を用いて様々な図書の魅力を共有し、また入学後の学友との繋がりをスムーズなものにしている。

大学での学びが、文献を読み、事実を検証し、自らの仮説を証明することが中心であることから、本大学では読書の学びを重視しており、入学前により多くの図書に触れてもらい、読むことの大切さを楽しみながら学ぶことを目指しており、ゼミ担当の教員も参加することから、入学後の人間関係形成を円滑にすることができ、学びのスタートとして貴重な機会となっている。【資料 2-1-7】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-1-1】2018 年大学案内 (p. 17) ([資料 F-2] 参照)
- 【資料 2-1-2】2017 年度入学選考要項 (p. 4) ([資料 F-4] 参照)
- 【資料 2-1-3】2017 年度指定校特別推薦選考要項 (p. 2)
- 【資料 2-1-4】2017 年度 A0 選考要項
- 【資料 2-1-5】京都華頂大学入学試験・広報委員会規程
- 【資料 2-1-6】京都華頂大学入学試験・広報実施委員会規程
- 【資料 2-1-7】入学前導入教育実施案内

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本大学では過去 5 年間において、入学定員を超えて学生を受け入れたことはなく、適切な在学生数を継続して維持し、教育を行う上での適切な環境を保持している。

【表 2-1-1】【資料 2-1-8】

【現代家政学科】

平成 25 年度は充足率 100% であったが、平成 26 年度以降定員充足率が年々減少傾向にあるため、平成 30 年度から現代家政学科の教育課程の改編を行うとともに新たに生活学専攻と児童学専攻との 2 専攻を設けて学びの内容及び進路をより明確に区別することによって志願者確保へ向けた新たな対策をとることとしている。

【食物栄養学科】

平成 28 年度については学科開設年度のため学生募集活動のスタートが遅れたことから、目標とした志願者が集まらず充足率が 100% を下回った。そこで平成 29 (2017) 年度入試より早期の学生募集活動を開始したことにより、初年度の入学者数を上回ったが、合格者のうち入学辞退者数の想定に誤差があり定員数を下回る結果となった。

このため、平成 30 年度入試においては学生募集活動を早期に開始し、昨年度以上の志願者を確保するとともに、入学辞退者数の想定精度を上げて適切な学生数の確保に努めることとしている。

【表 2-1-1】過年度入学定員充足率 (人)

年 度	学科	入学定員	志願者数	入学者	充足率(%)
平成 25 年度	現代家政	95	166	95	100. 0%
平成 26 年度	現代家政	95	138	93	97. 9%
平成 27 年度	現代家政	95	133	86	90. 5%
平成 28 年度	現代家政	80	90	60	75. 0%
	食物栄養	60	106	49	81. 7%
平成 29 年度	現代家政	80	93	59	73. 8%
	食物栄養	60	129	56	93. 3%

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-1-8】入試種別ごとの志願者数、受験者数、合格者数、実質競争率、入学者数

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学生の受入れについては、本大学の入学者受入れの方針を多くの場面で明確に示し、志願者が十分に理解した上で出願できるよう努めている。また学生の受入れについては入学者受入れの方針に適した方法により実施できるよう、全ての入試問題を学内にて作成することとしている。

今後とも学生数の確保が課題であるが、平成 30 年度からは現代家政学科の教育課程の改編を行うこととしており、生活学と児童学の専攻ごとの人材育成像や入学後の学びの内容、進路等をより明確にすることによって、これまで以上の志願者確保対策に取り組む。

◆基準 2. 学修と教授**2-2 教育課程及び教授方法****《2-2 の視点》**

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学部の教育目的を踏まえ、学位授与の方針に基づく教育課程実施の方針を明確に定めており、その内容については、他の方針とともに本大学公式ホームページ上で公開するとともに大学案内や履修要項に明示している。【資料 2-2-1～2】

①学部・学科の教育課程編成の考え方

建学の精神である仏教精神の基礎的な知識を学ぶ「ブッダの教え」「法然上人の思想

と生涯」と、その万民平等救済の理念に基づいた人類共通の課題について討議する「総合基礎演習」からなる総合科目、人間としての生きる基本的な力と幅広い教養を身に付けるための基本科目、総合科目と基本科目の学びの上に建学の精神に基づく学部・学科の専門分野の学びへと発展深化させる発展科目から構成されている。

②授業科目区分の構成

ア. 総合科目

総合科目は、1回生の科目とし本学の建学の精神について学ぶ「ブッダの教え」「法然上人の思想と生涯」、人類共通の課題について個別のテーマを設け、教育理念を具体的に掘り下げて討議するゼミナール形式の科目の「総合基礎演習」から構成されている。

イ. 基本科目

基本科目は、総合科目による学びの成果を踏まえながら、人間としての生きる基本的な力と幅広い教養を身に付けるための教養教育の科目群に位置付けており、必修科目と選択科目に分けている。必修科目では、本大学が生きる基本的な力と幅広い教養を身に付けるために必ず履修すべきであると定めた科目として、国際コミュニケーション能力の向上を目的とした科目や健康管理能力の向上のための科目を提供している。選択科目では、学生個々人の能力向上への意欲、幅広い学問分野への興味等の需要を満たすための科目を設定している。

ウ. 発展科目

発展科目は総合科目、基本科目の学びの成果を基本に据えつつ、学部・学科の専門的な学芸と知識を学ぶための科目群で専門分野の学びを通して、人間として生涯にわたり自己を発展させていくこうという生きる力を育てる目的に構成している。

(ア) 学部基幹科目

学部・学科の基幹をなす科目を必修科目として配置することで、本学部・学科の教育目的、学問内容としての特色を学び、本学部・学科において研究教育の社会的意義についての理解と将来への自覚を芽生えさせることを狙いとしている。

(イ) 学部必修科目

この科目群は、本学部の卒業生にとって生涯にわたり自己発展性の獲得の必要性を促し、問題意識の設定の仕方、問題解決力、プレゼンテーション力、社会的通用力等の伸長を目指して配置する科目である。

(ウ) 学科選択科目

【現代家政学科】

学科選択科目は、本学部・学科の教育目的を達成するために、衣服、食物、住居

という従来の家政学の分野にとどまらず、人間としての広範な人生設計に関する諸問題について幅広く知識を教授研究することを目的に、関連する種々の課題について4領域を設け、それぞれに特色ある科目を配置している。「人間科目群」では人間は個人単体の存在であることの認識を深めるため人間そのものを学び、次に人間の最少単位の社会である家族・家庭について学ぶ「家族・家庭科目群」、そして家族・家庭との関わりあるいは家族・家庭をめぐる諸問題を扱う科目群として「地域科目群」「社会科目群」等を配置している。

【食物栄養学科】

学科選択科目は、食物栄養学科の専門科目であり、管理栄養士養成課程の指定科目を中心構成されているが、学部・学科の教育目的を達成するために、衣服、住居という家政学の各分野をバランスよく学ぶ「生活科目群」と食物分野に特化した「管理栄養士関連科目」、管理栄養士国家試験受験資格に対応する「免許・資格科目」を配置し、より専門性の高い内容について理解を深めるものとしている。また、管理栄養士養成課程の指定科目に加えて、基本科目に京料理等の地域の食文化を学ぶ「和食学」、また、学科選択科目の生活科目群に「和食調理学実習」を開設して、前述した本学科において養成する管理栄養士の人材像をより豊かなものとしている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-2-1】2018 年大学案内 (p. 17) ([資料 F-2] 参照)

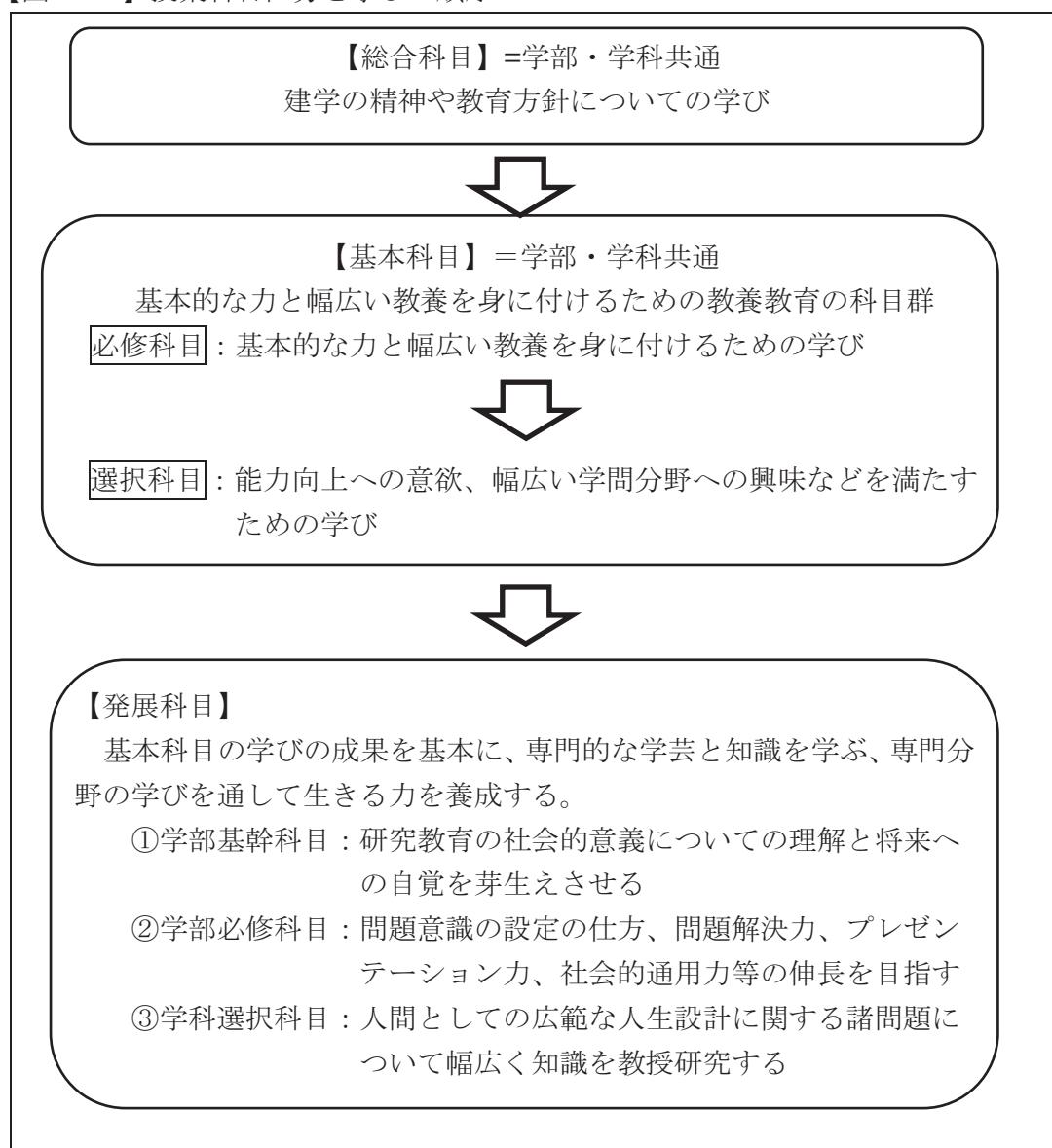
【資料 2-2-2】2017 履修要項 (p. 4) ([資料 F-12] 参照)

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

ア. 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

学部・学科の教育目的に基づき教育目標を達成するため教育課程実施の方針に沿って体系的に教育課程の編成を行っており、【図2-2-1】のとおり、建学の精神である仏教精神について学び、その万民平等救済の理念に基づいた人類共通の課題について討議する「総合基礎演習」からなる総合科目、人間としての生きる基本的な力と幅広い教養を身に付けるための基本科目、総合科目と基本科目の学びの上に建学の精神に基づく学部・学科の専門分野の学びへと発展・深化させる発展科目への学びの順序で構成される。

【図2-2-1】授業科目区分と学びの順序



教育課程の体系的な構築については、学長を議長とする教育改革会議において協議・検討し、教学関連会議と連携しながら、【表2-2-1】のとおり教育課程編成方針と授業科目の再確認をはじめ授業科目の到達目標と学修成果についての見直しなど学士課程教育の質的転換を促すとともに、実質的な学修成果を可視的に確認することができるような組織的・体系的改革を進めている。【資料2-2-3】

【表 2-2-1】各学科教育課程の編成方針と授業科目の相関

学科	編成方針	授業科目	
現代家政学科	知識基盤社会を生きぬくためのコミュニケーション能力、汎用的能力、プレゼンテーション能力、問題解決能力を身につける	共通教養科目 (総合科目、基本科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブッダの教え、法然上人の思想と生涯 ・総合基礎演習 ・情報処理 ・産官学連携実践 等
		外国語科目 (基本科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・英語 ・英語コミュニケーション ・中国語 ・ハングル
		保健体育科目 (基本科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康スポーツ科学
	「人間」「家族・家庭」「地域」「社会」の4領域の学問分野から広範な専門知識を身につける	専門教育科目 (発展科目)	<p>「人間」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達心理学、生涯学習論 等 「家族・家庭」 ・家族関係論、住生活論 等 「地域」 ・災害と防災、ボランティア論 等 「社会」 ・社会調査の基礎、経済統計学 等
		教職に関する科目	高等学校教諭1種免許状(家庭)、中学校教諭1種免許状(家庭)、小学校教諭1種免許状、幼稚園教諭免許状を取得するための科目
		専門課程の総仕上げ (発展科目)	卒業演習(論文を含む。)
学科	編成方針	教育内容・方法	
食物栄養学科	共通科目を通じて管理栄養士に必要な広い視野と社会人としての基礎能力を身につける	共通教養科目 (総合科目、基本科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブッダの教え、法然上人の思想と生涯 ・総合基礎演習 ・情報処理 ・産官学連携実践 等
		外国語科目 (基本科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・英語 ・英語コミュニケーション ・中国語 ・ハングル
		保健体育科目 (基本科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康スポーツ科学
	医療機関、福祉施設など様々な場で高度な栄養指導が行える管理栄養士に必要な専門的知識と技術を身につける	専門教育科目 (発展科目)	管理栄養士養成課程に必要な専門基礎分野及び専門分野の科目を1年次から3年次に配置
		教職に関する科目	栄養教諭1種免許状を取得するための科目
		専門課程の総仕上げ (発展科目)	卒業演習(論文を含む。)

完成年度を迎えた平成26年度から、教育課程実施の方針に基づいて、教育課程における教育目標及び学位授与方針と科目の学修成果項目とを整理し、「京都華頂大学の授業科目の到達目標と学修成果項目一覧」を学部・学科ごとに作成している。【資料2-2-4】

また、これまでの教育課程の体系的構築の方法や在り方については、前述の教育改革会議において継続的に協議・検討され、単位制度の実質化をめざした教育改革の実現に向けて検討を進めている。

シラバス作成についても全教員にシラバス作成マニュアルを配付し、シラバス設計と授業科目の到達目標、学修成果、時間外学習などを関連付けた学びの体系化に繋がるシラバスづくりに向けて取り組んでいる。【資料2-2-5】

イ. 教授方法の工夫・開発

教授方法の工夫・開発については、本大学の附属機関である教育開発センターにおいて、教育方法の開発、改善及び実習教育に関する研究、資料収集・調査及び研究成果の公開等の教育方法開発、改善に関して研究・事業を行っている。

これまでに教授方法の改善の一環として年度の春学期、秋学期に公開授業の実施や公開授業担当教員との意見交換会を開催している。またその結果やFDに関する内容を冊子としてまとめることにより、授業改善・教授方法の工夫・開発に役立てるようしている。【資料2-2-6】

教育能力開発検討委員会(FD委員会)においては、教育課程の検証を行い、授業アンケートに基づき教員自らが授業の改善点を記入する「授業アンケート集計結果に関する振り返りシート」の提出を求め、学生の学びに資する科目の精選、学生の授業アンケート内容の見直しを行っている。【資料2-2-7～8】

本大学では単位制度の実質化を図るため、1年間に履修登録できる単位数を学則に規定するとともに、原則として年間48単位を上限とする「キャップ(CAP)制」を導入している。(ただし、GPAに基づく成績状況に応じて最大52単位まで履修登録ができるものとし、履修登録単位数の上限に含めていない。)【資料2-2-9】

以上のとおり、本大学では教育課程実施の方針に沿った教育課程の体系的編成並びにその点検と改善についての組織体制を整え、特に学位授与の方針に沿って組織的に教育課程の体系化を図る取り組みを行っている。

授業方法の工夫・開発については、学生の主体的な学びを進めるためのアクティブラーニングの導入等、一層効果的・効率的な授業の在り方の検討・検証を全学的に行っていている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-2-3】京都華頂大学・華頂短期大学教育改革会議／配付資料（学士力を始点とする教育課程の体系的構築に向けて）

【資料2-2-4】京都華頂大学の授業科目の到達目標と学修成果項目一覧

【資料2-2-5】シラバス作成マニュアル、平成29年度シラバス

(華頂修学ポータルサイトより出力)

【資料2-2-6】京都華頂大学・華頂短期大学教育開発センター規程／

教育開発センター研究報告書

【資料 2-2-7】京都華頂大学教育能力開発検討委員会規程

【資料 2-2-8】授業アンケート集計結果に関する振り返りシート

【資料 2-2-9】2017 履修要項（p.14）／履修規程（【資料 F-12】参照）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程実施の方針に沿った教育課程の体系的編成ならびにその点検と改善についての組織体制を整えつつ、学部・学科等のめざす学習成果を踏まえて各科目の授業計画を適切に定め、学生等に対して明確に示すとともに必要な授業時間を確保する単位制度の実質化の観点から教育方法の点検・見直しを行っていく。

具体的には、京都華頂大学・華頂短期大学教育改革会議をはじめ、教育開発センターと教育能力開発検討委員会（FD 委員会）が連携して、シラバス内容の改定とともに学生のよりよい授業理解に向けて授業形態の在り方についても検討を重ねており、今後は学生の主体的学びを促進するため、カリキュラムマップの確認やアクティブラーニングの観点からの教育方法の開発や改善に取り組みながら、単位の実質化の視点からループリックを用いた成績評価の方法・基準についても実践に向けた調整を進めていく。

また直近の課題として、平成 30（2018）年度に予定している教育課程の再編に伴い、教育課程の体系的構築の方法や在り方についての検討に取り組んでいく。

◆基準 2. 学修と教授

2-3 学修及び授業の支援

«2-3 の視点»

2-3-①	教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実
-------	--

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生の学修状況や生活指導に関する事や留年、休・退学者に関する事、奨学金等の経済的支援に関する事、障がいのある学生に対する修学支援に関する事、正課外活動に関する事、心身の健康保持・促進及び安全・衛生への配慮に関する事についての支援体制の検討は、学生委員会をはじめ日常的に教員（学生担任、学生進路主任等）と職員（学生部学生課・修学支援課、心と身体のセンター等）が協働して情報を共有するなど役割分担と連携は適切に行われている。【資料 2-3-1】

日常的には「授業欠席状況確認票」の活用により、教員と職員が修学継続に問題を抱えた学生を早い段階で把握することができており、学生の個別的な状況を踏まえて対応することができている。休・退学に陥りそうな学生の状況を早期につかむことによってあらかじめ相談の場面を設定することができ、休・退学の予防に役立っている。【資料 2-3-2】

また、周辺大学の女子大学院生を SA（スタディ・アドバイザー）として採用し、教員研

究室に付設の学生演習室に配置することで、学生の修学上の相談やレポート作成へのアドバイス等の教育活動支援に対応している。【資料 2-3-3】

さらに、平成 29 年度から学生担任制度を定め、概ね 40 名～60 名程度の学生数でクラスを編成し、原則として週 1 回ホームルームの時間を時間割上で確保している。ホームルームでは、学習・成績等の修学に関することや学生生活の適応に関すること等の指導及び助言を担っている。

全教員が週に 1 回以上のオフィスアワーを設定しており、学習の内容、方法、習慣に関する助言を行う時間を確保している。また、オフィスアワーの一環で定期試験の答案返却期間を設け、学生に答案を返却すると同時に主体的な学修を促す機会としている。

その他、学生による学習相互的支援プロジェクトとしてスタディ・サポート（スタディ・カフェ）事業を展開しており、1回生の学修や生活面の課題を2回生サポートーが交流を通じて助言する1回生サポート事業や、スタディサポートーの学生が英語学習をサポートする英語クラス、就職のために数学の力を上げる目的の数学クラス等学生の要望に応じて上級生と担当教員が協力した学修支援も実施している。

各学期末に授業を担当する全教員を対象に行う学生による授業アンケートは学生の意見をくみ上げ、学修と授業支援に生かしている。【資料 2-3-4～5】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-3-1】 京都華頂大学学生委員会規程（【資料 1-3-14】 参照）

【資料 2-3-2】 授業欠席状況確認票様式

【資料 2-3-3】 京都華頂大学及び華頂短期大学スタディ・アドバイザー（SA）に関する要項、関連資料

【資料 2-3-4】 2017 年度履修要項（p. 34）／定期試験の答案返却（【資料 F-12】 参照）

【資料 2-3-5】 スタディ・サポート関連資料

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教職員間で学生の修学状況等の共有化を図っており、学生進路主任等を介して教員へ情報が伝達される仕組みにより学修及び授業支援における教育研究組織と管理組織の協働体制は整備できている。

また、学生担任制度やオフィスアワー等の対策を講じているが、休・退学を未然に防止することは難しく、さらに学生の多様化や様々な生活課題を抱えた学生への対応等が必要となるため、保護者や高等学校あるいは医療機関など関係機関との連携や学生情報を共有・可視化するシステムの整備、大学不適応を防止する学生同士のつながりを促進する仕組み（ピア・サポート制度）などに取り組んでいく。

◆基準2. 学修と教授

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

«2-4の視点»

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学修の成果にかかる成績・単位認定および卒業に関する認定等の基準は学則等に則って規程等が整備され、履修要項やガイダンスを通して適切に周知されている。履修規程においては、学則第5章に規定する教育課程および履修方法について、免許・資格取得にかかる学外実習の受講資格やGPAの活用、成績評価の基準、履修登録単位数の上限等を明示している。【資料2-4-1～4】

他大学等の授業科目の履修、大学コンソーシアム京都等における学修、入学前の既修得単位の認定や編入学・転学等の単位認定についても学則等に則って規程等が定められている。また、各免許・資格養成課程における履修、修了認定に関連した規程も必要に応じて整備している。単位認定及び成績評価は、各授業科目のシラバスで評価方法や評価基準を明確にしており、公正かつ厳正に運用されている。

「卒業演習（論文を含む。）」は6単位科目として構成され、1回生入学時から一貫した専任教員による少人数制授業のゼミナールのなかで実施している。3回生秋学期から4回生卒業年次秋学期にかけて学生全員が自ら卒業課題を設定し、教授による学術業績に裏付けられた指導の下で調査、考察、論文作成に取り組み、完成させた卒業論文を論文と口頭試問による論文審査に合格することが卒業・修了認定の必要条件であり、卒業演習の履修要件については「卒業演習（論文を含む。）」の履修に関する規程に定められ、履修要項に明示している。

このように卒業の認定は関連規程を定めて、学生委員会において卒業要件や免許・資格取得要件を審査した結果を基に、卒業者決定教授会による審議を経て学長が決定し、学則に定める学士（家政学）の学位を授与している。【資料2-4-5～7】

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-4-1】2017履修要項(p.14)／履修規程（【資料F-12】参照）

【資料2-4-2】2017履修要項(p.25)／試験規程（【資料F-12】参照）

【資料2-4-3】2017履修要項(p.32)／京都華頂大学成績評価規程（【資料F-12】参照）

【資料2-4-4】2017履修要項(p.33)／京都華頂大学GPA運用内規（【資料F-12】参照）

【資料2-4-5】2017履修要項(p.28)／卒業演習（論文を含む。）（【資料F-12】参照）

【資料2-4-6】卒業論文論題一覧

【資料2-4-7】2017履修要項(p.29)／京都華頂大学現代家政学部「卒業演習（論文を含む。）」の履修に関する規程（【資料F-12】参照）

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

成績・単位認定および卒業・修了に関する認定等は学則等の諸規程に基づき、厳格に審査の上認定されており、今後は学生の学修歴の多様化等が進む中で、学力や修学意欲の低下を防ぐため、教員と職員の協働による学修支援及び授業支援の取り組みをさらに充実させながら、学生自らが学習成果の達成状況について把握できる仕組みの導入等を進めいく。

◆基準2. 学修と教授

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成25年4月にキャリアセンターを開設し、同センター内にキャリア支援課を設置した。同年10月、学生部に置かれていた進路支援課をキャリアセンターに統合、キャリア支援課及び進路支援課の2課体制で、学生のキャリア形成並びに進路（就職・進学）の決定に向けての支援体制を整備した。平成26年4月から進路支援課を就職支援課と改称し、学生の就職に関する事務手続きや就職活動に関する相談及び支援業務に当たっている。

キャリアセンター設置に合わせ、学生のキャリア形成支援及び就職・進学等に関する指導を目的として「京都華頂大学キャリア委員会規程」を制定し、また同時に「京都華頂大学・華頂短期大学キャリアセンター規程」を制定して、教学と事務局の横断的進路支援体制を整えた。さらに職業安定法第33条第2項に基づき、職業紹介を行う場合の必要事項を定めた「京都華頂大学・華頂短期大学就職斡旋規程」を、また求職者の個人情報の適正管理の必要事項を定めた「京都華頂大学・華頂短期大学就職斡旋業務に係る個人情報適正管理規程」を制定し、公共職業安定所への届出を行い、法的な就職支援体制の整備を行った。

【資料2-5-1～4】

ア. 教育課程内

学科必修科目として1期生から4期生までは「キャリア教育（インターンシップを含む。）」を配置し、キャリア教育の意義やインターンシップ実施にあたっての心構えについて学び、2回生終了前の春期休暇期間に全員が社会の中で1週間程度の職業体験を行っている。

5期生からは、同じく学部（学科）必修科目として「キャリア教育」を受講し、さらに基本科目「産官学連携実践Ⅰ」「産官学連携実践Ⅱ」を選択受講して、担当教員による指導の下に各業界・業種でのインターンシップに参加し、職業体験を積んでいる。

また、免許や資格取得を必須条件とする専門職への就職支援体制を整備するために、平成25年には本大学の附属機関として「教職・資格教育機構」を設置し、教育や福祉等の

専任教員が社会福祉施設での実習や教育実習の指導をはじめ、施設や教育機関での主体的なボランティアを促進して、より具体的な職業イメージを持たせる努力をしている。教職・資格教育機構は平成 28 年に「教職教育機構」へと改称し、近年特に希望の多い教職に特化した指導を行っている。【資料 2-5-5～6】

イ. 教育課程外

キャリアセンターでは、進路希望に応じたキャリアガイダンスを実施するとともに、就職活動支援のための様々な情報提供や対策講座を開催している。

特に希望の多い公的機関への就職希望者には、各自治体の採用担当部局やハローワークの指導官などと連携を図りながら、採用担当者から直接説明を受ける機会を設けたり、面接指導や実技試験対策実施には特に力を入れ、きめ細かな指導を行っている。【資料 2-5-7】

ウ. 学生ポートフォリオ

学生の職業意識・キャリア形成のための動機付けとして、学生自身が作成し、ゼミ担当教員の評価・指導を受けるための「学生ポートフォリオ 学び・ステップアップシート」、「学生ポートフォリオ 夢・チャレンジシート—キャリアプランシート—」を入学年次から卒業年次まで実施している。このポートフォリオを通して、自己分析、自己反省、自己の可能性を探る機会を提供し、学生が客観的に自身の成長過程を確認し、進路実現に向けた動機付けや将来の生活設計（ライフデザイン）の必要性等の意識付けを図っている。

【資料 2-5-8～9】

エ. 華頂修学ポータルサイト

平成 28 年度からは、「華頂修学ポータルサイト」に最新の求人情報が随時検索できるシステムを搭載し、就職活動支援体制の整備・強化を図ったところである。

こうした取り組みにより、学生の就職率は第 1 期生から第 3 期生まで 95% 以上（平成 26 年度就職率 98.7%、平成 27 年度就職率 98.3%、平成 28 年度就職率 100.0%）という好成績を獲得できた。これは学生の努力と併せて教学部門と事務局が連携・協力・協働を図りながら、教育課程内外を通じた指導・支援体制を充実させてきたことによるものと考えている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-5-1】 京都華頂大学キャリア委員会規程

【資料 2-5-2】 京都華頂大学・華頂短期大学キャリアセンター規程

【資料 2-5-3】 京都華頂大学・華頂短期大学就職斡旋規程

【資料 2-5-4】 京都華頂大学・華頂短期大学就職斡旋業務に係る個人情報適正管理規程

【資料 2-5-5】 2012、2016 年度 履修要項・授業計画

【資料 2-5-6】 インターンシップ報告書 2014～2016 年度

【資料 2-5-7】 平成 26・27・28 年度 ガイダンス・説明会・対策講座一覧

【資料 2-5-8】 学生ポートフォリオ「学び・ステップアップシート」1～2 回生用・3～4

回生用（様式①・②）

【資料2-5-9】学生ポートフォリオ「夢・チャレンジシート－キャリアプランシート－」
2～4回生用（様式③）

【資料2-5-10】保護者のための就活ガイドブック

【資料2-5-11】第1期生求人依頼用パンフレット

【資料2-5-12】第1期卒業生内定先一覧

【資料2-5-13】キャリアNAVI Vol.1～Vol.9

（3）2-5の改善・向上方策（将来計画）

学部・学科、教職教育機構、事務局との横断的・協働的連携体制をさらに強化し、学生個々人の学修状況や学生生活状況を充分に理解・分析し、進路希望に関する情報収集や意見交換、そして将来にわたるキャリア形成やライフデザインの作成等の助言や指導をさらに深めて、一層充実したキャリアサポートを図っていく。

◆基準2. 学修と教授

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

（1）2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

（2）2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況の点検・評価のために、全学生対象に授業や教育内容の改善の指標となる「授業アンケート」をはじめ、正課外の学修時間の把握のための「学修時間・学修行動調査アンケート」、定期試験の結果を振り返り学習内容を定着させる「定期試験の答案返却」、卒業時までの成長度を把握する「卒業時アンケート」を実施していることで教育目的の達成状況を定量的に把握している。

また、「授業アンケート」の評価結果は、授業担当教員ごとにフィードバックされるだけでなく、教員が「授業アンケート集計結果に関する振り返りシート」を作成して学生の声を授業改善に生かしている。【資料2-6-1～4】

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-6-1】授業アンケート用紙

【資料2-6-2】学修時間・学修行動調査アンケート用紙

【資料2-6-3】卒業時アンケート用紙

【資料2-6-4】授業アンケート集計結果

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

学生による授業評価の実施、結果分析およびフィードバックに関する事項は教育能力開発検討委員会（FD委員会）が行い、附属機関と連携して教育方法の開発、改善等に関する研究や教学委員会において教学の充実・発展のため教育課程改編の方向性の検討に役立てており、これらの連携が平成30年度に向けた現代家政学科の教育課程の再編に結びついている。【資料2-6-5～8】

また、シラバス内容の改善・整備や教員の授業方法の改善、学生の学修指導への啓発に努めるとともに、キャンパスをラーニング・コモンズ化する計画を進め、学生の自主的な学びを支援するための学修環境の向上にフィードバックさせている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-6-5】京都華頂大学教育能力開発検討委員会規程（【資料2-2-7】参照）

【資料2-6-6】京都華頂大学教学委員会規程

【資料2-6-7】京都華頂大学11月度定例教授会／平成30年度に向けた京都華頂大学及び華頂短期大学の改編等計画（案）

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

授業アンケート等による教育目的の達成状況の点検・評価は、授業担当教員にフィードバックするだけでなく、図書館での配架・公開をはじめFD活動や附属機関の事業活動に活用している。

今後は教育内容・方法及び学修指導の改善に向けていく循環を加速させるために、授業評価に関するヒアリング調査や「修学ポートフォリオ」の整備、卒業生を対象にしたアンケートの充実等を図りながら教育内容や学修指導方法の全体的な向上につなげていく。

◆基準2. 学修と教授**2-7 学生サービス****《2-7の視点》**

2-7-①	学生生活の安定のための支援
2-7-②	学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

ア. 学生サービス、厚生補導のための組織の設置、運営

大学評議会において、平成28年度から「学生支援の方針」を定め、学生支援の全学的な共有に取り組んでいる。

【表2-7-1】京都華頂大学・華頂短期大学学生支援の方針（平成28年度 大学評議会決定）

学生支援の方針	目標、実施計画
○大学・短大の担任制度導入	休・退学者の減を目指す 導入計画策定、実施体制の構築
○学生の主体的な学びを支援する 環境・条件の整備	WEB履修システムを導入 修学ポートフォリオの実施導入を図る
○学生会活動の活性化	新事業「さつき祭」の定着 オープンキャンパス実行委員会の実働
○留学生の受入れ推進	タイへの短期留学が実績となり、28年秋にタイより短期留学生の受入れを実現

本大学では学生サービスや厚生補導のための組織として、学生部と心と身体のセンターを設置している。学生部には修学支援課と学生課があり、修学面と生活面からのサポートを行っている。心と身体のセンターには健康相談室と学生相談室を置いており、傷病の手当や学生生活の中で生じた心や身体の悩みなどの相談に応じる体制を整え、それぞれの部署が連携を取りながら学生生活全般の支援を行っている。【資料2-7-1～3】

また、平成29年度より担任制度を導入し、全学生が学科・学年ごとに定められたクラスに所属するようにし、履修や進路等の相談には学生担任を中心に学科教員全員で対応している。週1回のホームルームでは、学校行事や諸手続きの指導、個々の学生相談の対応を学生担任が行っており、毎年数名入学してくる社会人入学生・編入学生に対しても、学生担任を中心に学科教員と事務局が連携して支援を行っている。【資料2-7-4～5】

さらに、学生部長や各学科の教務主任、学生進路主任等で構成する「学生委員会」を毎月1回実施し、教員と事務局が連携を取りながら学生サービスに関する課題を話し合い、一層の充実を図る体制を整えている。【資料2-7-6】

学生の教育研究活動中（正課・学校行事・課外活動・通学中）での事故に備え、「学生教育研究災害保険」に加入するとともに、インターンシップや実習中に他人に怪我をさせたり他人の財物を損壊した場合への対応として、学研災付帶賠償責任保険に全学生が加入している。

学生向けの食堂については、学生の意見も聴きながら運営委託会社と定期的に協議を行っており、成人1人一日当たりの必要野菜摂取量の半分がとれる「パワーサラダ」や日替わり弁当など各種メニューの提供やカロリー表示を行うなど、学生の健康に配慮したヘルシーでバランスのとれた食事を提供している。学食メニューは、陳列ケースや学内電子ディスプレイ（5カ所）を通して学生に知らせている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-7-1】 2017 キャンパスライフ (p. 51) (【資料F-5】参照)

【資料2-7-2】 心と身体のセンター規程

【資料2-7-3】 心と身体のセンター運営委員会規程

【資料2-7-4】 京都華頂大学・華頂短期大学学生担任制度に関する規程

【資料 2-7-5】京都華頂大学・華頂短期大学学生担任制度に関する細則

【資料 2-7-6】京都華頂大学学生委員会規程（【資料 1-3-14】参照）

イ. 奨学金など学生に対する経済的な支援の実施

日本学生支援機構奨学生に加え、【表 2-7-2】のような本大学独自の奨学生を設けて経済的支援を行っている。

(ア) 京都華頂大学入学時成績優秀者特別奨学生制度

(一般入学試験 A 日程及び B 日程の合格者で、上位 4 名以内の者に給付)

(イ) 京都華頂大学奨励奨学生制度

(人物・学業ともに優れた者で年間 GPA 上位者に給付)

(ウ) 京都華頂大学育英奨学生制度

(人物・学業ともに優れた者で、かつ経済的支援を必要とする者に給付)

(エ) 華頂短期大学・京都華頂大学同窓会奨学生

(人物・学業ともに優秀で、真に本大学の学生としてふさわしいと認められた者に給付)

これらの制度により、(ア) (イ) の奨学生は日頃の修学意欲を高めるとともに、正課外の活動にもリーダー的存在となっており、(ウ) (エ) の奨学生は、経済支援によって修学意欲を維持し、懸命に勉学に励んでいる。【資料 2-7-7～11】

【表 2-7-2】平成 28 年度の奨学生の状況

(人)

種別/学年・学科	1回生		2回生	3回生	4回生	奨学生額
	現代家政	食物栄養	現代家政	現代家政	現代家政	
入学時成績優秀者特別奨学生制度	0	3	0	0	0	年間授業料の 2 分の 1 (47 万円) 納付
京都華頂大学奨励奨学生	0	1	1	3	0	1 人 10 万円給付
京都華頂大学育英奨学生	2	1	2	3	0	1 人 10 万円給付
華頂短期大学・京都華頂大学同窓会奨学生	1	1	1	2	0	1 人 10 万円給付
日本学生支援機構奨学生	第 1 種	1	4	7	4	6
	第 2 種	28	14	19	31	22
	第 1 種・第 2 種併用	1	3	5	5	4

また、奨学生以外にも、【表 2-7-3】のワークスタディの制度を設け、図書館業務または学内美化業務を通して職業意識を育むとともに経済的事情を抱える学生に対する経済的支援体制をとっている。【資料 2-7-12】

【表 2-7-3】平成 28 年度 学内ワークスタディの実施状況 (人)

種別/学年・学科	1回生		2回生	3回生	4回生	備考
	現代家政	食物栄養	現代家政	現代家政	現代家政	
図書館業務	2	1	2	0	0	
学内美化業務	7	0	5	0	0	

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-7-7】京都華頂大学入学時成績優秀者特別奨学生制度規程

【資料 2-7-8】京都華頂大学入学時成績優秀者特別奨学生制度に関する内規

【資料 2-7-9】京都華頂大学奨学金規程

【資料 2-7-10】京都華頂大学奨学生選考内規

【資料 2-7-11】京都華頂大学・華頂短期大学同窓会奨学金規程

【資料 2-7-12】京都華頂大学・華頂短期大学「学内ワークスタディ」に関する内規

ウ. 学生の課外活動への支援の実施

学生が主体的に活動を行うための委員会として、学生会、華頂祭実行委員会、学寮寮生委員会、オープンキャンパス学生実行委員会などが組織され、クラブ・同好会としては、文化系クラブが 23 団体、体育系クラブが 7 団体あり教職員のクラブ部長が指導を行っている。【資料 2-7-13～16】

こうした学生の課外活動を支援するため、4 月にクラブ・同好会代表者及び学生クラス代表者によるリーダーズ研修を実施してリーダーの育成を行っている。【資料 2-7-17】

また、教員のクラブ部長と学生のクラブ・同好会役員が集まるクラブ部長会議を年 2 回実施し、各クラブが日ごろの活動報告や目標を発表することによりお互いの活動に刺激を与え、相乗効果を發揮している。【資料 2-7-18】

クラブ活動や学園祭の実施のため、学生会と保護者会から資金面の援助を行うとともに、文化系クラブについては外部の技術顧問、体育系クラブについては専門のコーチを招いて教員のクラブ部長とともに指導を行っている。また、さつき祭や華頂祭は学生主体で企画・運営するが、本大学と学生会が連携して実施する学校行事に位置付け、学生課を中心に全学あげてサポートしている。【資料 2-7-19～20】

さらに宗教部委員会の行事は、学生会と宗教部委員会が連携しながら、体験に基づく建学の精神と学訓の実践を通して仏教精神を涵養している。【表 2-7-4】

【表 2-7-4】平成 28 年度宗教部委員会関係行事

日付	行事	詳細等
4月1日	入学式	
4月2日	本山参拝	総本山知恩院新入生参拝
4月25日	聖日の集い	講師：伊藤眞昭宗教部委員長先生 テーマ：「聖日の集いってなに？」
5月10日	花まつり	釈尊降誕法要
5月14日	第49回名所旧蹟研修会	研修先：鞍馬寺
5月25日	聖日の集い	講師：山部泰司先生 テーマ：「野菜栽培のすすめ」
6月24日	聖日の集い	講師：松浦真理先生 テーマ：「私はあなたの一部しか知らない！」
6月25日	白川清掃ボランティア	近隣住民と交流しながら美観と自然環境を守る
9月3日～5日	第25回授戒会	総本山知恩院
9月26日	聖日の集い	講師：榎本正明先生 テーマ：「チーム力の大切さ」
10月11日	聖日音楽法要	総本山知恩院
10月11日	白川清掃ボランティア	近隣住民と交流しながら美観と自然環境を守る
10月25日	聖日の集い	講師：斧出節子先生 テーマ：「外国という鏡に映った日本社会」
	浄土宗寺院子弟・宗立宗門校奨学金伝達式	
11月25日	聖日の集い	講師：松尾章子先生 テーマ：「京都で感じるグローバル化の波」
12月3日	第50回名所旧蹟研修会	研修先：千本釈迦堂 大報恩寺、北野天満宮
12月24日	聖日の集い	講師：饗庭照美先生 テーマ：「おいしい食べものが運ぶ幸せ」
1月15日	第52回知恩院成人祝賀式	総本山知恩院
2月1日	知恩院奨学金授与式	総本山知恩院
3月16日	本山参拝、卒業証書・学位記授与式	

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-7-13】京都華頂大学・華頂短期大学学生会規程
- 【資料 2-7-14】京都華頂大学・華頂短期大学華頂祭実行委員会規程
- 【資料 2-7-15】京都華頂大学・華頂短期大学学寮寮生委員会規則
- 【資料 2-7-16】京都華頂大学・華頂短期大学オープンキャンパス学生実行委員会規程
- 【資料 2-7-17】京都華頂大学・華頂短期大学クラブ同好会等連絡会会則
- 【資料 2-7-18】リーダーズ研修レジュメ
- 【資料 2-7-19】クラブ部長会議レジュメ
- 【資料 2-7-20】さつき祭／華頂祭プログラム

エ. 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などの実施

学生に対する健康相談や心的支援、生活相談を心と身体のセンターに配属されている看護師や心と身体のセンター運営委員、学生課職員が連携しながら行っている。

特に、健康状態や悩みをかかえている学生に対しては、本人の希望によりカウンセラーによる相談日（週 1 回予約制）を設け対応しており、その結果を受けて、心と身体のセンター運営委員会（心と身体のセンター長・専任相談員 1 名・専門相談員 1 名・相談員 6 名）

を実施し、情報を共有することにより1人ひとりの学生生活をサポートしている。

また、心と身体のセンターでは、「保健室だより」を発行し、学生の生活面・健康面でのアドバイスを行っている。【表2-7-5～6】【資料2-7-21～24】

【表2-7-5】過年度相談件数（健康相談室については短大生を含む）(件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
健康相談室	422	530	450	578	921
学生相談室	23	5	25	20	33

※健康相談室の相談件数の内訳には、内科・外科的症状の来室者と心の相談・健康相談を含む。

【表2-7-6】平成28年度カウンセリング利用件数(件)

相談内容/ 学年・学科	1回生		2回生	3回生	4回生
	現代家政	食物栄養	現代家政	現代家政	現代家政
学業・就活	0	5	0	11	0
人間関係	0	14	1	0	2
不安感・ やる気が出ない	0	0	2	0	0

平成28年度のカウンセラーへの相談内容の傾向としては、人間関係や過去の不登校による大学での不適応、自分1人で対処や解決が出来ないなどといった相談が多く、カウンセラーがじっくり話を聴き、何に自分が悩んでいるのかを自らが気づくように指導とともに、学生からの相談やカウンセリングの事例をもとに、心と身体のセンター運営委員会を開催し、個人情報の保護に留意しながらできる限りの支援を行っている。

また、居場所を必要とする学生に対しては心と身体のセンター内に居場所を提供しているが、学生同士でピア・サポートができないかという声が上がり、本年度から附属機関の学生参画運営センターと協力して「ピア・サポート育成講座」を実施することとしており、大学生活の中で楽しいことや困っていることを一緒にになって考え方を学ぶ関係づくりを目指して始動を始めている。【資料2-7-25】

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-7-21】心と身体のセンター運営委員会規程（【資料2-7-3】参照）

【資料2-7-22】心と身体のセンター運営細則

【資料2-7-23】心と身体のセンター運営委員会／配付資料

【資料2-7-24】保健室だより

【資料2-7-25】ピア・サポート育成講座案内（実施計画）

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見は、京都華頂大学・華頂短期大学学生会連絡協議会やクラブ部長会議、学寮寮生委員会、学生クラス代表者連絡会、学生会による意見箱等からくみ上げるシステムをとっている。【資料 2-7-26～27】

学生会連絡協議会は月 1 回のペースで実施し、事務局長や学生部長等の役職者が学生からの意見や要望を直接聴取することにより、充実した課外活動が実現できるように支援している。【資料 2-7-28】

学生会による意見箱の中に学内の美化についての意見があり、学内ワークスタディとして前述の学内美化活動を実施することとなったが、自分達の教室を学生の手で清掃することにより、周りの学生のマナー意識も変わりつつある。

また、本大学の強み・弱み等を分析して学生の望む大学づくりと学生サービスの改善を図るために、卒業時にアンケートを実施しているが、クラブ活動の活発化を希望する学生が多く、満足のいく活動ができるよう施設面や金銭面での支援を年々強化している。

【資料 2-7-29】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-7-26】京都華頂大学・華頂短期大学学生会連絡協議会規程

【資料 2-7-27】京都華頂大学学生クラス代表者連絡会規約

【資料 2-7-28】京都華頂大学・華頂短期大学、学生会連絡協議会規程／配付資料

【資料 2-7-29】卒業時アンケート調査結果報告書

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

経済的状況により修学することが困難な学生が少なくないため、各種奨学金制度については学生課のガイダンスや掲示に加え、学生担任である教員を通じて周知するなど学生が応募機会を逃さないように努めている。

今後は学生と大学とをより密接にし、常に学生からの声に耳を傾けて学生全体の利益に資する取り組みを進めるため、学生会連絡協議会やクラブ部長会議、クラブ・同好会等連絡会、クラス代表者連絡会を継続的に実施するとともに、卒業時に行っているアンケートの結果を全学で共有を図り、環境・施設面はもとより、学生生活全体の改善につなげていく。

◆基準2. 学修と教授

2-8 教員の配置・職能開発等

«2-8の視点»

- | | |
|-------|---|
| 2-8-① | 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置 |
| 2-8-② | 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み |
| 2-8-③ | 教養教育実施のための体制の整備 |

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学部・学科で取得する学位および教育目的を達成するために教育上必要な教員を確保して適切に配置しており、教員数は【表2-8-1】のとおり大学設置基準上の必要専任教員数を満たしている。

また、大学設置基準および教職課程認定上の教員数、また管理栄養士養成課程など資格取得の基準に対応した教員を適切に配置している。

【表2-8-1】専任教員数（平成29年5月1日現在） ※学長を除く。 (人)

学部名	学科名	専任教員数					大学設置基準		
		教授	准教授	講師	助教	計	別表1	別表2	計
現代 家政 学部	現代家政学科	8	6	1	0	15	7	9	22
	食物栄養学科	4	3	0	2	9	6		
	合計	12	9	1	2	24	13	9	22

なお、専任教員1人当たりの在籍学生数は現代家政学科では20.5人、食物栄養学科では、11.4人である。

教員の年齢構成は【表2-8-2】のとおりである。【資料2-8-1～2】

教員の年齢構成については、専門性を考慮し、特別専任教授規程【資料2-8-3】や契約教員規程による高年齢の教員を配置しているが、本大学の定年規程を超える教員配置については計画的に解消するものとしており、後任の育成や採用は年齢構成を考慮した人事計画を進めていく。特に管理栄養士養成課程の教員については、専門性を考慮しつつ厳正な教員審査を踏まえ、年齢構成を考慮して中長期の教員採用計画に取り組むこととしている。

【資料2-8-4】

【表 2-8-2】専任教員年齢構成（平成 29 年 5 月 1 日現在）※学長を除く。（人）

学部名	学科名	年齢	30 以下	31～40	41～50	51～60	61～65	66 以上	計
現代家政学部	現代家政学科	0	0	6	6	3	0	15	
	食物栄養学科	1	1	0	3	2	2	9	
	合計	1	1	6	9	5	2	24	

なお、本大学における専任教員の平均担当授業時間数（1 授業時間当たり 90 分を 1 コマ）については、オフィスアワー実施の時間の確保や正課外の学生指導の観点から、原則として週 14 時間を超えないこととしている。【資料 2-8-5】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-8-1】全学の教員組織（学部等）（【表 F-6】参照）

【資料 2-8-2】専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成（【表 2-15】参照）

【資料 2-8-3】京都華頂大学・華頂短期大学特別専任教員規程

【資料 2-8-4】京都華頂大学契約教員規程

【資料 2-8-5】京都華頂大学・華頂短期大学専任教員担当授業時間数に関する規程

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

(1) 教員の採用・昇任等

教員の採用・昇任については、次のフローにより行い、人事教授会の議を経て学長により決定する手続を行っている。



具体的には、京都華頂大学評議会において、大学の中長期的な将来計画や次年度の教員配置を踏まえ、採用人数や昇任枠についての決定を行っている。その決定に基づき該当候補者について各学部・学科等の検討による教員の昇任者、新規採用候補者を京都華頂大学専任教員候補者選考会議において選考し、京都華頂大学資格審査委員会において教員の職位について審査・判定している。【資料 2-8-6～8】

教員の職位については、京都華頂大学教員資格基準及びその細則を定めた京都華頂大学教員資格基準施行細則に基づいて行い、その後、審査経過、審査結果について学長に報告し人事教授会に諮っている。

教員審査については、京都華頂大学教員資格基準施行細則により該当教員の研究業績、教育実績、担当する科目の専門性等の他社会貢献等について資格審査を行っている。

これらの決定に当たっては、学長が、昇任人事、採用人事に関する大学評議会、京都華頂大学専任教員候補者選考会議及び人事教授会の議長として意見を聴取し、手続を明確にして決定している。【資料 2-8-9～11】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-8-6】京都華頂大学評議会規程（【資料 1-3-1】参照）
- 【資料 2-8-7】京都華頂大学専任教員候補者選考会議規程
- 【資料 2-8-8】京都華頂大学資格審査委員会規程
- 【資料 2-8-9】京都華頂大学教員資格基準
- 【資料 2-8-10】京都華頂大学教員資格基準施行細則
- 【資料 2-8-11】京都華頂大学人事教授会規程

(2) 研修、FDをはじめとする教員の資質・向上への取組

教員の資質向上に向けた大学のFD活動については教育能力開発検討委員会(FD委員会)を中心に実施している。

①（公財）大学コンソーシアム京都等が主催する教員研修と研究発表

大学コンソーシアム京都の教員研修事業への参画、また私立大学協会等のFD・SD研修への参画を行い、また、学外のFD情報については主に教育開発センターに所属する教員が参画し情報収集を行い、その概要について「教育開発センター研究報告書」に記載するなどして情報提供を図っている。また、大学コンソーシアム京都において教育開発センターで得られた知見を平成27年度から毎年ポスターセッションで発表している。

- 【資料 2-8-12～13】

②京都華頂大学・華頂短期大学「教育開発センター」による研修会、授業公開・見学と意見交換会

学内においては、定期的に京都華頂大学・華頂短期大学教育開発センター主催により全教員を対象に「教育開発センター研究会」を開催している。また、毎年度の春学期及び秋学期には他の教員による授業を見学する「公開授業」を開催し、授業公開後に授業の工夫や取り組み等について意見交換を行い、FD研究を進めている。平成29年度には公開授業から得られた授業の工夫や取り組みを「授業工夫集」としてまとめていくこととしている。

- 【資料 2-8-14】

③授業改善のための「学生の授業評価アンケート」の実施と振り返り

学年の春学期及び秋学期に学生の「授業アンケート」を実施し、経年変化を踏まえることや効果的な授業アンケートを作成するため教育能力開発検討委員会(FD委員会)を開催してアンケート内容の精選を行ったうえで実施している。なお、集計結果は、授業担当教員にフィードバックするだけでなく、図書館での配架・公開はじめ教員が「授業アンケート集計結果に関する振り返りシート」を作成し、学生の声を素早く授業の工夫・方法及び学修指導の改善に役立てている。

平成 28 年度には、「授業アンケートの評価の基準」、「授業アンケートの意味」について学生に聴き取り調査を行い、その分析・結果は平成 29 年度の教育開発センター研究会において教職員に公表している。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本大学においては、専門教育を通した教養教育こそが学士力、生きる力になるものと位置付け、人間、家族・家庭、地域、社会の各科目群の学修成果の集積により実現されるものと考えている。また、学士課程の教育の在り方としても充実した教養教育のうえに専門教育が成り立つものと考えている。

こうした考え方に基づき、教養教育を学部・学科全体の教育課程に位置付け、総合科目と基本科目だけでなく発展科目との緊密な関係も踏まえて学生に質の高い教育を行うこととしている。

教養教育の在り方や体系的な位置付け及び実施体制については、教学委員会において教育課程全体について検討することとしており、学部長を委員長とし、学科長、学科教務主任、教学部長を委員として構成し、教学の充実・発展のため教育課程に関する事項を審議しており、これらの審議結果については、教学協議会を経て教授会に報告している。

また、教養教育を含めた教育課程について組織的・体系的な取り組みを行い学士課程教育の質的転換を図るため、学長を委員長とする「京都華頂大学・華頂短期大学教育改革会議」を置き、教育課程の体系化や教育方法の改善について全学的に検証・協議する体制を整えている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-8-12】京都華頂大学・華頂短期大学教育開発センター研究報告書（【資料 1-3-18】
参照）

【資料 2-8-13】FD フォーラム「ポスターセッション」

【資料 2-8-14】教育開発センター研究会／配付資料

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

「教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置」については、今後も関連する諸法令や規定に基づき適正に運用し、本大学の教育目的に沿って優れた人材の確保に努めていく。特に教育課程については、資格等が求められる教員や実務的教員が必要であるため、教員の年齢構成を見据えた中長期的な人材の補充計画を進めていく。

高齢者の退職に伴う新規採用教員については、主要科目を中心として外部からの採用とともに学内での教育・研究を振興して若年層の学内の昇任者を検討していくことが必要と考えており、免許等を有する教員や若年層とともに教育課程に沿った適切な人材の確保に努める。

「教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・向上への取組」については、関連する規程に基づいて、今後とも適切に運用していくとともに、学内での教員の資質・向上に向けて本大学の附属機関や主要会議体等と連携を図り、教員への各種情報の発信、教員評価システムの意義や課題を整理する組織全体の教育の底上げに向けた

活動に取り組んでいく。

「教養教育実施のための体制の整備」については、総合科目、基本科目、発展科目を通じて効果的な教養教育の在り方を検討し、カリキュラム管理や効果的な教育方法等責任ある教養教育のための実施・運営体制を整備して、自らの教養教育の理念を教職員や学生に簡潔かつ明確に示していく。

◆基準2. 学修と教授

2-9 教育環境の整備	
«2-9 の視点»	
2-9-①	校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
2-9-②	授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地・校舎、施設・設備等については設置基準を満たしており、教育環境は適正に整備されている。

また、大学専用校舎として平成 22 年に 3 号館を建設し、アクティブラーニング機能を備えた教室等を整備するとともに、平成 28 年度の食物栄養学科開設に合わせて、管理栄養士養成施設の指定を受けるため 2 号館の改修工事を実施し、平成 27 年に竣工した。

なお、平成 25 年度には私立大学等教育研究活性化設備費補助金の助成を受け、図書館のラーニング・コモンズのリニューアルやアクティブラーニング機能を備えた教室への転換、学生演習室の設置等を行った。

【校地・校舎】

校地面積は、大学専用 ($1,679 \text{ m}^2$) と短大との共用 ($13,724 \text{ m}^2$) を合わせて $15,403 \text{ m}^2$ であり、大学設置基準 (収容定員 $1,080 \text{ 人} \times 10 \text{ m}^2$) を満たしている。

また校舎面積は、大学設置基準第 37 条の 2 及び短期大学設置基準第 31 条に規定する基準校舎面積を満たしている。【表 2-9-1】

【表 2-9-1】校地・校舎面積 (単位: m^2)

区分	収容定員	校地		校舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
京都華頂大学	560 人	5,600	15,403	5,752	25,596
華頂短期大学	520 人	5,200		3,600	
計	1,080 人	10,800		9,352	

【教室】

講義室は、252人が収容できる華頂ホールのほか、100人以上収容の教室を8室、40～90人収容の教室を10室整備している。また、実技・実習ができる施設として、ML教室（3室）やピアノ練習室（30室）、リズム室、造形教室、給食経営管理実習室、食品加工実習室、栄養教育実習室、臨床栄養実習室、調理実習室、実習食堂、生理学実験室、理化学実験室、動物実験室、情報処理教室（以上各1室）を備えている。さらに、ゼミ室（9室）や学生の実習・演習室を各校舎で計11カ所設けており、各学科・コースに必要な講義や実習・実験を行うに十分な設備を備えている。

【体育施設】

体育館（1,385m²）は平成20年に竣工し、建物内にはシャワー室やロッカールーム、クラブボックス等を整備しており、授業や課外活動等に活用している。

また、本大学から西北約8kmにある神山校地に運動場（7,084m²）を整備しており、課外活動を利用するほか、軟式野球場として周辺大学や地元の少年野球チームに貸し出しも行っている。

このほか、校舎間空地や校舎内に適宜ベンチやテーブル、椅子などを配置して学生の憩いの場を創出している。

さらに平成28年度から、隣接する華頂女子中学高等学校との高大連携や施設の一体的運営を進めており、同校のグラウンドやテニスコート等の共同利用を図っている。

【図書館】

図書館は、総面積1,983m²（書庫145m²を含む）、閲覧席は総数253席となっている。その構成は一般閲覧席102席、ラーニング・コモンズ席78席、和室16席、カウンター・ボックス席等34席、共同閲覧席20席、視聴覚コーナー3席（ラーニング・コモンズを含めると27席）である。このほか、ブラウジング席として8席、検索専用コーナーとして4席を整備している。【資料2-9-1】

館内は4つのフロアで構成されており、地階・1階はラーニング・コモンズフロア、2・3階は静かエリアとして位置づけ、学生のニーズに対応した多様な利用を可能にしている。

蔵書は教育及び福祉を含む社会科学が最も多く、次に自然科学・技術となっており、和書107,850冊、洋書3,894冊、その他定期刊行物211誌、視聴覚資料3,626タイトル、電子ジャーナルは23誌を所蔵している。

開館時間は平日9:00～19:00、土曜日は9:00～17:00で、年間288日開館している。平成25年度から整備したラーニング・コモンズ導入以来、【表2-9-2】のとおり利用者は増加しており、平成28年度の年間入館数は延べ38,165人である。

また、特設コーナーの設置、学生や教員及び附属幼稚園等と連携した各種イベントの実施、図書館だよりの発行など、図書利用活性化に積極的に取り組んでおり、設備、環境共に図書館を十分に利用できる環境が整備されている。

【表2-9-2】過年度図書館入館者延人数一覧

(人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入館者数	10,450	10,538	25,313	42,427	39,895	38,165

【その他の共用施設】

その他の共用施設としては、学生食堂（彩華・約300席）とコンビニを設置しており、ランチスクエア（36席）、学生ラウンジ（46席）、Lunch Room AOIで昼食・休憩ができるようになっている。

また、60人まで宿泊が可能な華頂セミナーハウスを2号館に併設しており、クラブ等の課外活動やゼミの合宿や対外試合の際などに活用している。

このように、校地・校舎、施設・設備等については大学設置基準を満たしており、教育環境は適正に整備されている。耐震については、毎年京都市における建物調査を実施しており、耐震工事を計画的に進めている。【資料2-9-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-9-1】図書館利用案内

【資料2-9-2】教室の収容人数・備品等の状況

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本大学において授業を受ける人数は講義、演習、実習の各科目によってクラス分けなどにより適切な学生数管理が行われている。1回生から4回生までのゼミの受講人数は15名～20名前後での学修効果、専門性を配慮した受講クラス編成とし、きめ細やかな指導体制を整えている。平成28年4月に開設した食物栄養学科では1クラス40人以下で授業を編成することとし1クラス30人の体制で授業を編制している。

以上の通り学生規模に照らして十分な教室、実験・実習室を確保している。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

現状においては、本大学の教育目的の達成に必要な施設・設備は確保しているが、将来的な学部設置構想を進める中で、さらに校舎等の整備を計画的に進め、より良い学修環境の整備を図っていく。また、キャンパス全体のラーニング・コモンズ化など、学生の声をフィードバックさせながら学生の自主的な学びを支援するための学修環境の向上に取り組んでいく。

[基準2の自己評価]

本大学は、学則第1条に「本大学は仏教精神に基づき教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広い教養を基盤として、深く専門の学芸を教授研究し、国家社会の福祉に貢献しうる心身共に健全なる女子を育成することを目的とする」と規定している。

また、現代家政学科は「健全な人間社会の建設を目指し、人間の生活構造という空間的な横軸と人生設計という時間的な縦軸双方からのアプローチを通し、児童期、成年期、お

より高齢者期各々における家族・家庭の在り方を研究教育の対象として、自立した生活者と職業人との両面から、社会に貢献しようとする意欲を持ち続けることができる人材を育成する」を教育研究の目的・使命としている。

食物栄養学科は、「人々の生活構造と生涯のライフデザインとの両面から生活習慣病の発症予防と重症化予防、疾病の治療並びに介護予防に係る課題を教育研究の対象として、生活者の視点に立ち、地域社会の医療、介護、保育、教育、保健等の場において、健康の維持・増進を目指す栄養の指導ができる高度な専門的知識と技能を身に付けて、健康長寿社会の実現に貢献できる人材を育成する」を教育研究の目的・使命としている。

本大学の使命・目的は、建学の精神、学訓、学則に基づき、教養教育と専門教育、キャリア科目と資格関連科目をバランスよく配置し、これらの学修を通して「研究教育の社会的意義についての理解と将来への自覚を芽生えさせる」「問題意識の設定の仕方、問題解決力、プレゼンテーション力、社会的通用力等の伸長を目指す」「人間としての広範な人生設計に関する諸問題について幅広く知識を教授研究する」等が備わることを目指している。さらに、「社会に貢献しようとする意欲を持ち続けることができる人材を育成すること」を目標に「課題の発見・探求・解決」を柱とする「確かな学士力」の養成を目指している。

よって、基準2の「学修と教授」にあっては、学生の受け入れ、教育課程と教授方法、学修や授業、学生の支援、学修評価、教員の配置等において、入学から卒業までの学修や学生生活の充実に向けた環境整備に教職員が一体となって適切に対応しており、今後とも4年間の教育課程のさらなる充実に向けて取り組んでいく。

学生の受け入れ段階においては、入学前教育の内容とその実施方法の改善を通して、入学後の学修に求められる基礎学力の維持、向上を図るとともに、入学後の学修との連続性を図っていく。

学生支援・サービスについては、1人ひとりの学生が学生生活を円滑に送ることができるよう必要な組織や機能を設置し、学習支援・経済的支援、健康・悩みごと相談などの支援体制の整備を図りながら、くみ上げた学生の意見を学生支援の向上に反映していく。

この他、本大学の施設・設備は、大学設置基準を満たしているが、今後は、平成28年度に開設された食物栄養学科における管理栄養士・栄養教諭の養成に必要な教学活動・環境整備とともに、本大学の将来計画、教育目的に沿ったより良い学修環境の整備を図るよう努めていく。

◆基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

«3-1の視点»

3-1-①	経営の規律と誠実性の維持の表明
3-1-②	使命・目的の実現への継続的努力
3-1-③	学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守
3-1-④	環境保全、人権、安全への配慮
3-1-⑤	教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人佛教教育学園では、寄附行為に規定された最高意思決定機関である理事会及びその諮問機関としての評議員会を設置して、法人本部及び法人設置校の経営及び管理運営に関する事項を協議している。【資料 3-1-1】

また、理事長の諮問に応じて法人運営に関する重要事項について審議する「法人運営会議」を設置し、理事会への上程事項の審議や事業計画、財政計画、人事計画の策定などを行い健全な法人運営を進めている。【資料 3-1-2】

本大学では、一体的運営を行う短期大学、中学高等学校、附属幼稚園の職員を対象とした「職員倫理規程」を制定し、その基本理念において「本学に課せられた社会的責任を自覚するとともに、基本的人権を尊重し、高い倫理観を保持して業務の遂行に当たらなければならぬ」としている。【資料 3-1-3】

また、同規程第 5 条第 4 号（職員の責務）においては「本学の社会的使命を十分に自覚し、本学の決定及び管理責任者の指示・命令に従い、本学の諸規程を順守して誠実にその職務を遂行すること」「自ら業務上の不正防止に努めるだけでなく、不正の事実（疑いを含む）を知ったときは職務管理責任者に報告するなど適切な措置を取ること」などを職員に義務付け、第 6 条（通報者の保護）では「前条第 4 号の報告を行った者は、人事、給与その他のいかなる不利益な取扱いも受けない」と定めており、学校経営の規律と誠実性の維持に対する姿勢を明確にしている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-1】学校法人佛教教育学園寄附行為 第 9 条（【資料 F-1】参照）

【資料 3-1-2】学校法人佛教教育学園法人運営会議規程

【資料 3-1-3】京都華頂大学・華頂短期大学・華頂女子中学高等学校・華頂短期大学

附属幼稚園職員倫理規程

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人本部においては理事会及び評議員会を定期的に開催し、各設置校の事業計画や予算の審議、事業実績や決算の確認を通じて運営状況の点検を行っている。

本大学では、事務部門に係る事項は「部長会」、教学に係る事項は「教学協議会」や「学科会議」、「教授会」を毎月開催して検討の機会を持っており、大学運営全般の重要事項については「大学評議会」において協議するなど、事務・事業・修学等に係る施策の点検や諸課題の解決を継続して行っている。

また、「法人運営会議」においては各設置校に共通する重要な運営方針の検討を行い、本大学では「将来構想策定会議」において中長期計画の実現に向けた新しい事業展開の検討を続けており、法人本部と共に大学の使命・目的の実現に向け努力している。【資料 3-1-4～9】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-4】部長会規程（【資料 1-3-3】参照）

【資料 3-1-5】京都華頂大学教学協議会規程

【資料 3-1-6】京都華頂大学教授会規程（【資料 1-3-2】参照）

【資料 3-1-7】京都華頂大学評議会規程（【資料 1-3-1】参照）

【資料 3-1-8】学校法人佛教教育学園法人運営会議規程（【資料 3-1-2】参照）

【資料 3-1-9】京都華頂大学・華頂短期大学将来構想策定会議規程（【資料 1-2-1】参照）

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

学校法人佛教教育学園では、寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法、学校教育法並びに私立学校法に基づき、浄土宗の信念を基礎とする私立学校を設置することを目的とする」と定め、学校の設置・運営の前提として法令の順守を謳っている。【資料 3-1-6】

また「公益通報等に関する規程」を制定して、法人と雇用関係にある教職員や派遣社員、取引先等からの法令違反行為に関する通報及び相談を受け付ける窓口を設置し、法令や寄附行為、諸規程に違反する行為の早期発見及び是正を図っている。【資料 3-1-10】

本大学においても、職員倫理規程第 4 条（法令等の遵守及び社会的信用等の保持）において「職員は、職務の重要性と責任を自覚し、法令及び本学の諸規程により徹底して公正かつ適正に業務を遂行し、本大学の社会的信用及び名誉の失墜につながる行為を行ってはならない」と定めるとともに、職員の責務や禁止行為を明示している。

また、職員の職務に関する倫理の保持を図るために本大学学長を「倫理監督者」とし、体制の整備や職員の倫理観の涵養、指導・助言、違反行為への厳正な対処等をその責務と定めている。【資料 3-1-11】

さらに、研究活動における不正行為の防止を図るため、「公的研究費の不正防止への取り組みに関する基本方針」及び「公的研究費の適正使用に関する行動規範」を内外に表明し、公的研究費の適正な運営・管理を推進し、学術研究を通して地域社会の発展に貢献するこ

ととしており、教育・研究機関としての使命・役割を認識し、法令順守を基本に学校運営を行っている。【資料 3-1-12～14】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-10】学校法人佛教教育学園寄附行為 第3条（【資料 F-1】参照）

【資料 3-1-11】学校法人佛教教育学園公益通報等に関する規程

【資料 3-1-12】京都華頂大学・華頂短期大学・華頂女子中学高等学校・華頂短期大学
附属幼稚園職員倫理規程 第4～10条（【資料 3-1-3】参照）

【資料 3-1-13】公的研究費の不正防止への取り組みに関する基本方針

【資料 3-1-14】京都華頂大学・華頂短期大学における公的研究費の適正使用に関する
行動規範

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

本大学は浄土宗総本山知恩院の境内地にあることから、京都の中心地にありながら緑豊かで閑静な環境が保たれており、恵まれた修学環境を誇っている。同時に、本大学の敷地は京都市の特別風致地区に指定されており、特に環境保全や景観に関する法令の遵守を心掛けるとともに、地域住民の方々とも連携しながら周辺環境の維持に取り組んでいる。

省エネルギー化に関しては「京都華頂大学・華頂短期大学 節電対策申し合わせ事項」を定め、クールビズやウォームビズに併せ、職員や学生に節電を呼びかけて電気使用量の削減に取り組むとともに、補助金を活用して電力使用量の管理システム（BEMS）を導入し、電力使用量を制御して削減を図っている。【資料 3-1-15】

人権に関しては「京都華頂大学・華頂短期大学人権委員会規程」を制定し、定期的に人権研修会を開催して学内への啓発を行うとともに、府内の私立大学・短期大学 12 校が加盟する「京都私立大学人権問題懇話会」に参画し、人権問題や人権教育に関する意見交換、各種研究集会・人権講座等への参加を通じて、大学としての主体的な取り組みを共同で推進している。【資料 3-1-16～17】

さらに、「京都華頂大学・華頂短期大学セクシャル・ハラスメント防止委員会規程」を制定し、セクシャル・ハラスメントの防止及び人権意識の向上を図るための委員会を設置している。また、本大学学生部、心と身体のセンター及び総務部にセクシャル・ハラスメントに関する苦情や被害の相談に応じる窓口を設置するとともに、セクシャル・ハラスメントに関する事案発生時には、調査委員会を設置して迅速かつ適切に問題を解決するための体制を整えている。【資料 3-1-18～21】

安全への配慮として、「京都華頂大学・華頂短期大学防火・防災管理規程」を制定し、防火・防災管理業務についての必要事項を定めて火災や地震・風水害その他の災害発生に備えるとともに、津波防災の日に内閣府及び気象庁による緊急地震速報の訓練が全国的に実施されるに合わせて、本大学においても地震を想定した避難訓練を実施するなど学生の安全確保と防災意識の向上を図っている。【資料 3-1-22】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-15】京都華頂大学・華頂短期大学 節電対策申し合わせ事項

- 【資料 3-1-16】京都華頂大学・華頂短期大学人権委員会規程
- 【資料 3-1-17】京都私立大学人権問題懇話会規約・平成 29 年度事業計画
- 【資料 3-1-18】京都華頂大学・華頂短期大学セクシャル・ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 3-1-19】京都華頂大学・華頂短期大学セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン
- 【資料 3-1-20】セクシャル・ハラスメント相談窓口に関する規程
- 【資料 3-1-21】セクシャル・ハラスメント調査委員会に関する規程
- 【資料 3-1-22】京都華頂大学・華頂短期大学防火・防災管理規程

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

本大学の教育情報については、本大学ホームページ上の公表情報コーナーにおいて「建学の精神」「教育方針」「三つの方針」を示しているほか、「教育研究上の基礎的な情報」として、学部・学科の教育目的や専任教員数、校地・校舎等の施設その他の学生教育研究環境、授業料等の大学が徴収する費用、「修学上の情報」として、教員組織や各教員が有する学位及び業績、入学者数や収容定員、在学者・卒業者・進学者・就職者数等を公表しており、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育活動等の状況についての情報は全て公表している。さらに「大学ポートレート」に参加し、本大学の特色や特色を実現するための取り組みや学生生活の支援のための取り組み、進路支援のための取り組みなどを紹介している。【資料 3-1-23～24】

財務情報については、本大学のホームページから法人のホームページにリンクの上、法人の「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「財産目録」「貸借対照表」「事業報告」「監事の監査報告書」を公開している。

また、毎年 3 月発行の「京都華頂大学・華頂短期大学学報」では、法人の「財産目録」「貸借対照表」、本大学の「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」を掲載し、本大学の財務情報を公表している。【資料 3-1-25～26】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 3-1-23】本大学公式ホームページ／公表情報コーナー（【資料 1-3-5】参照）

<http://www.kyotokacho-u.ac.jp/>

- 【資料 3-1-24】大学ポートレート

- 【資料 3-1-25】学校法人佛教教育学園ホームページ

- 【資料 3-1-26】学報第 6 号（【資料 1-3-9】参照）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性を保持するため、全職員を対象とした職員連絡会や SD 研修等の場で建学の精神や法令遵守の徹底を図るとともに、公益通報制度に基づく情報提供を呼びかけ、不正行為の抑止と拡大防止に努める。

また、環境保全のため、照明の LED 化や節電の啓発、地域との連携強化を推進するとともに、人権啓発や安全対策の強化を図り、より一層安心・安全な学修環境を提供する。

教育・財務情報の公表については大学の公益性に鑑み、社会的責務を果たす観点から情報提供の内容や方法の見直しを進めていく。

◆基準3. 経営・管理と財務

3-2 理事会の機能

«3-2 の視点»

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人佛教教育学園では、寄附行為第 9 条により、法人の業務運営の決定権を理事会に置いている。【資料 3-2-1～3】

また法人本部ではこのほど、法人内の合意形成やスピーディな施策展開のため、理事会及び評議員会の構成を大幅に変更するための寄附行為の変更を行い、平成 29 年 4 月 1 日から施行した。具体的には、理事の総数の削減（19 人から 11 人に）及び任期の延長（2 年から 3 年に）、評議員の総数の削減（43 人から 23 人に）及び任期の延長（2 年から 3 年に）、理事及び評議員の構成員の変更を行い、社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、戦略的意見決定ができる体制を整えたところである。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-1】学校法人佛教教育学園寄附行為 第 9 条（【資料 F-1】参照）

【資料 3-2-2】学校法人佛教教育学園理事会資料

【資料 3-2-3】学校法人佛教教育学園理事会・評議員会開催状況（【資料 F-10】参照）

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29 年度からの理事・評議員の構成変更により、私学経営を巡る中長期的な課題への対応策や迅速な方針決定を要する各設置校の運営に係る諸課題の検討を進めるとともに戦略的決定が行える体制が整ったため、今後は理事会を中心とした機動的な施策展開のための組織機構の見直し等を図り、社会の変化にも柔軟に対応できる法人運営を推進する。

◆基準3. 経営・管理と財務

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

«3-3 の視点»

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本大学における教学及び管理・運営に関する重要事項を審議するため、学則第 53 条に基づき「大学評議会」を置いている。大学評議会は、学長、副学長、学部長、教職教育機構長、事務局長と事務局の各部長やセンター長により組織され、大学の運営に関する諸規程の制定や重要事項に関する学長の最終決定に当たって、関係部局等から意見や報告を受けたため毎月 1 回定例で開催している。【資料 3-3-1】

また、学長、副学長、事務局長と事務局各部長やセンター長で組織する「部長会」を毎月 2 回定例で開催し、事務運営全般にわたる事項を実施するに当たって部局横断的な調整や情報共有を図っている。【資料 3-3-2】

教育研究に関する重要な事項については、学則第 51 条に基づく「教授会」を開催し、学生の入学・卒業・課程の修了に関する事項や学位授与・学修評価に関する事項等を審議し、学長が最終決定を行うに当たり教員の意見を聴いている。【資料 3-3-3】

このほか、教授会審議事項の検討・調整を行う「教学協議会」や教育課程に関する事項を審議する「教学委員会」、教員の任用や昇任に当たっての資格審査を行う「資格審査委員会」、入学試験の方法等について審議する「入学試験・広報委員会」等を設置して事前の協議や部局間の調整を行っており、各種委員会での協議結果は必要に応じて大学評議会や部長会、教授会の意見を聴く上で、学長が最終的に決定するプロセスが確立している。

【資料 3-3-4～7】

さらに、平成 27 年 4 月 1 日施行の学校教育法の改正に伴い、学則及び諸規程を見直すとともに必要な改正を行い、併せて「副学長規程」を改正し、副学長が学長の命を受け校務をつかさどることや職務権限を委ねることができる事項を明示して役割分担を明確にするなど、大学としての意思決定の仕組みを確立しており、必要かつ十分な機能を發揮している。【資料 3-3-8】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-3-1】 京都華頂大学評議会規程（【資料 1-3-1】参照）

【資料 3-3-2】 部長会規程（【資料 1-3-3】参照）

【資料 3-3-3】 京都華頂大学教授会規程（【資料 1-3-2】参照）

【資料 3-3-4】 京都華頂大学教学協議会規程

【資料 3-3-5】 京都華頂大学教学委員会規程（【資料 2-6-6】参照）

【資料 3-3-6】 京都華頂大学資格審査委員会規程（【資料 2-8-9】参照）

【資料 3-3-7】 京都華頂大学入学試験・広報委員会規程（【資料 2-1-5】参照）

【資料 3-3-8】 京都華頂大学副学長規程

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本大学では前述のとおり、ほとんどの規程の改廃は学長が最終決定すると定めており、重要事項に関する意思決定プロセスと権限は学校教育法の改正の趣旨に沿って明確となっている。

また学長は、本大学における重要な方針の審議を行う「大学評議会」や「部長会」「教授会」に出席して議長として中心的役割を果たすとともに、会議において本大学を取り巻く情勢や国の動向、議案に対する学長の考え方等を詳細に説明している。

学長は、定期的に開催される法人の理事会に副理事長として出席しており、法人としての重要な方針決定に参画するとともに、本大学の財務等の状況や将来計画等についての報告や要望、各設置校との協議・調整を行っている。

また学長は、文部科学省の「大学設置・学校法人審議会」の特別委員や「学校法人運営調査委員」を務め、最新の国の施策動向を把握していることから、本大学における中長期の計画を検討する「将来構想策定会議」において、学部の改編や教育課程の見直しなどの制度改革や教育の質保証等に関する積極的な提案を行うなど、学長として大学の意思決定と業務執行に積極的に取り組み、適切なリーダーシップを発揮している。【資料 3-3-9】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-3-9】京都華頂大学・華頂短期大学将来構想策定会議規程（【資料 1-2-1】参照）

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学校教育法の改正以前から、大学の意思決定の方法や学長がリーダーシップを発揮できる体制はできているが、引き続き本大学の将来構想の具現化並びに学生の主体的な学修のための学士課程教育の質的転換を促すとともに、実質的な学修成果を可視化できるような組織的・体系的改革の実施等に向けて、学長がさらにリーダーシップを発揮できるよう業務執行体制の強化を図っていく。

◆基準3. 経営・管理と財務

3-4 コミュニケーションとガバナンス

«3-4 の視点»

3-4-①	法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
3-4-②	法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
3-4-③	リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

前述のとおり、本大学学長が法人の副理事長として理事会に参加しており、本大学教授会等の意見を踏まえながら教学部門に関する改革提案等を行って連携を図るとともに、学内においては「大学評議会」に学部長及び教職教育機構長が参加し、学長、副学長、事務局長、事務局各部署長と教学及び管理運営全般に関する協議を行っている。

また、「教学協議会」や「教学委員会」、「資格審査委員会」は学部長が委員長となり、事務部門から教学部長や学生部長（教学協議会のみ）が参加して連携を図っている。

【資料 3-4-1】

さらに、教育能力開発検討委員会（FD 委員会）や学生委員会、入学広報やキャリア委員会などの各種委員会も、教員と各部門担当の事務職員で構成しており、管理部門と教学部門が緊密なコミュニケーションを図りながら、連携・協力して大学運営に当たっている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-4-1】京都華頂大学教育能力開発検討委員会規程（【資料 2-2-7】参照）

【資料 3-4-2】京都華頂大学学生委員会規程（【資料 2-3-1】参照）

【資料 3-4-3】京都華頂大学入学試験・広報委員会規程（【資料 2-1-5】参照）

【資料 3-4-4】京都華頂大学キャリア委員会規程（【資料 2-5-1】参照）

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人の業務や財産の状況を監査するため寄附行為第 7 条により監事を置き、各設置校の業務について定期的に監査を行うとともに、理事会に出席して監査報告を行っている。

また、本大学の会計処理や資金の入出金等に関する公認会計士による監査を年 9 回実施し、会計に関する不正の未然防止や早期発見に努めている。【資料 3-4-5】【資料 3-4-6】

また寄附行為第 13 条により、法人本部及び設置校の事業計画や予算、借入金、重要な資産の処分等に関する事項についてチェックし、理事長に意見を述べる評議員を選任している。評議員会は 3 月及び 5 月の定例会及び理事長が必要と認めたときには臨時会を開催しており、各機関は相互に連携しながら設置校を含む法人運営の監視機能を充分に果たしている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-4-5】学校法人佛教教育学園寄附行為 第 7 条、第 13 条（【資料 F-1】参照）

【資料 3-4-6】平成 28 年度公認会計士監査要領

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

学長がリーダーシップを発揮できる機構や現状は基準 3-3 に記述したとおりであるが、このプロセスとともに、学長に対して、副学長や事務局長同席の下、事務局の各部・課長等から直接、所掌事務に関する報告や政策提案を行う「政策懇談会」を部局毎に毎月 1 回開催している。

政策懇談会では、大学運営に関する重要事項について、各部局から現状分析や課題抽出、対応策の提案を行い、学長からは各種施策に関する実施方針を直接伝えることにより、迅速な政策決定や課題解決を図る場として有効に機能している。

また予算編成に当たっては、事務局長及び総務部長によるヒアリングを経て重要な政策決定事項や懸案事項を抽出し、学長、副学長、事務局長及び総務部長と協議の機会を持っている。協議の場では、施策の概要や必要性、課題解決へ向けた提案等を行って実施の可否を学長が決定しており、これら 2 つのシステムにより、職員からの施策提案と学長のリ

一ダーシップがリンクして、迅速かつ着実な施策展開が図れている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

法人本部と本大学とのコミュニケーションや相互チェックについては、理事会に学長や事務局長が参加することで綿密な連携が図られているが、これに加え、法人本部事務局と各設置校の事務局長による「事務局長会議」を開催しているほか、平成 29 年度からは財務担当者による「財務調整連絡会」を開催し、財務を中心に設置校の諸課題について事務担当者レベルの協議の場も持つこととしており、理事会等で決定した政策を具体的に展開する体制をより強化することとしている。

◆基準 3. 経営・管理と財務

3-5 業務執行体制の機能性	
《3-5 の視点》	
3-5-①	権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
3-5-②	業務執行の管理体制の構築とその機能性
3-5-③	職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
--

事務局の組織については「京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校事務組織及び事務分掌規程」により必要な組織及び所掌事務について定め、事務を効率的かつ適切に遂行している。【図 3-5-1】【資料 3-5-1】

また、学生数に応じた適正規模の職員を配置するとともに、昨年度からは同一キャンパス内にある中学高等学校の事務部門の統合を進めて一体的運営を図っており、高大連携の取り組みを積極的に推進している。

さらに、キャリアセンター及び入学広報センターに教員を主事として配置するとともに、教育開発センターの構成員に教学部門の事務職員が参画するなどの教職協働を進めており、一体感をもって大学各部門の運営に当たっている。

本大学の設置目的に関わる重要事項は設置主体である法人の理事長に権限があるが、設置校の業務運営に関しては理事長の命を受けた学長が執行しており、平成 28 年度には、学長の方針を明文化した「管理運営方針」が大学評議会において定められ、全職員が共有して業務に当たっている。【表 3-5-1】

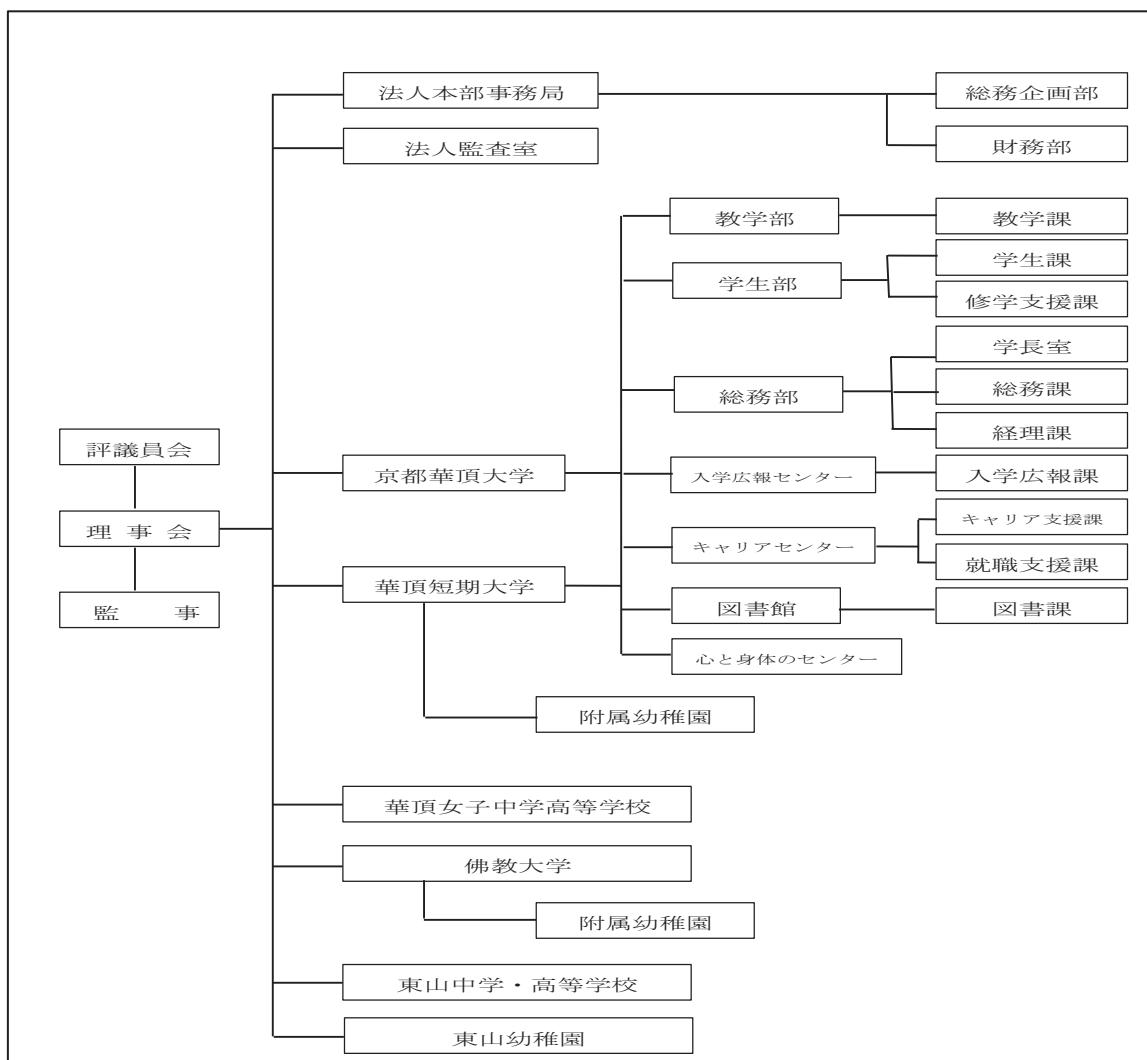
また「副学長規程」に基づき副学長との適切な業務分担を定めるとともに、事務処理については事務局長が統括しており、権限の分散と責任を明確にしている。

特に予算執行を伴う業務の執行に当たっては「予算執行に係る決裁権限の申し合わせ事

項目」を決定して専門区分を明確にし、効率的な業務運営を行っている。

【表 3-5-2】【資料 3-5-2】

【図 3-5-1】学校法人佛教教育学園法人本部及び京都華頂大学事務組織



【表 3-5-1】 大学・短大管理運営方針（平成 28 年度 大学評議会決定）

管理運営方針	目標及び実施計画
ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> 予算執行管理体制の明確化 中高との一体運営の実質化
財務状況の健全化	<ul style="list-style-type: none"> コストパフォーマンスを意識した事業計画全般の再点検及び再構築 教育研究経費、管理経費における必要経費の再点検
内部質保証の向上	<ul style="list-style-type: none"> 建学の精神、教育方針の共有化 学生の主体的な学びを支援する体制の整備、推進 教育改革の推進と単位の実質化 高大接続の推進

	・教員、事務職員の能力開発
--	---------------

【表 3-5-2】事業起案(物品購入等)の決裁区分

	予算計画書に基づく予算の執行起案					予算計画書の内容変更・詳細計画の必要起案	予算計画書以外の起案(新規事業)	
	予算額の範囲内 5 万円以上 20 万円未満	予算額の範囲内 20 万円以上 50 万円未満	予算額の範囲内 50 万円以上	予算額を超過する場合				
				5 万円以上	20 万円未満	20 万円以上		
	予算執行起案書(カラー刷り)使用					事業起案書(文書起案)		
学 長			○		○	○	○	
副 学 長			○		○	○	○	
事 務 局 長		○	○	○	○	○	○	
総 務 部 長	○	○	○	○	○	○	○	
経 理 課	○	○	○	○	○	○	○	
総 務 課	○	○	○	○	○	○	○	
部門責任者	○	○	○	○	○	○	○	

出張伺いの決裁

	予算計画書に基づく予算の執行起案			予算計画書以外の起案(新規)
	予算額の範囲内 2 千円未満	予算額の範囲内 2 千円以上 5 千円未満	予算額の範囲内 5 千円以上	
学 長			○	○
副 学 長			○	○
事 務 局 長		○	○	○
総 務 部 長	○	○	○	○
経 理 課	○	○	○	○
総 務 課	○	○	○	○
部門責任者	○	○	○	○

支出伝票の決裁

100 万円未満	100 万円以上
	○
	○
	○
○	○
○	○
○	○
○	○

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-5-1】京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校事務組織及び事務分掌規程

【資料 3-5-2】京都華頂大学・華頂短期大学予算執行に係る決裁権限の申し合わせ事項

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

毎年度の予算編成前には法人本部から「予算編成方針」が示され、これを受けて本大学における予算編成方針を策定している。【表 3-5-3】【資料 3-5-3】

これらの方針の下で、建学の精神や 3 つの方針、各部署の使命を踏まえた目標を設定し、これを実現するための予算編成を行うため、各部門（予算単位）から来年度の「運営目標（目指すべき姿）」と、「運営目標で達成しようとする具体的な状況（達成目標）」及び「目標の達成度を図るための成果指標」の提出を予算要求書と共に求めている。

また年度半ばの 8 月には当該年度の事務・事業の点検・見直しを実施しており、年度当初に掲げた「運営目標の進捗状況や成果及び課題の確認シート」及び主要事業の目標達成度を確認する「事業達成度点検シート」の作成を求めて事務局長によるヒアリングを実施し、業務の執行管理と事業計画の適宜の見直しを行っている。【資料 3-5-4】

【表 3-5-3】平成 29 年度予算編成方針（大学・短大）

1. 事業の成果を検証して改善・見直しを図り、事業計画を再構築
2. 教育研究経費・管理経費における必要経費の再点検
3. 中長期計画における学部増の準備及び学科改編実施に伴う予算措置

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-5-3】平成 29 年度 学校法人佛教教育学園 法人予算編成方針

【資料 3-5-4】平成 29 年度予算編成等に関する説明会資料

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本大学職員の資質・能力向上を図るため「京都華頂大学・華頂短期大学 SD 研修規程」を定め、学外研修と学内研修を実施している。【資料 3-5-4】

学外研修は、日本私立大学協会が主催する初任者研修会や協議会、公益財団法人コンソーシアム京都が主催するシンポジウム、浄土宗が主催する宗立宗門校教職員研修会等に積極的に職員を派遣し、職員の職務と責任の遂行に必要な知識と技能を習得させている。

また、学内においては、毎年 4 月の職員連絡会や 1 月の修正会で全職員を対象とした学長講話をを行い、建学の精神の再確認と当面する課題解決の方針の徹底を図っている。

さらに、事務局長や各所属課長で構成する SD 研修運営委員会を組織して研修内容に関する事項について協議の上、公的研究費の適正使用に関する研修会や人権研修、自己点検評価の意義や実施方針に関する研修会などを実施しており、学内外の研修機会を通じて大学職員としての幅広い能力及び資質の向上を図っている。【資料 3-5-5】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-5-5】京都華頂大学・華頂短期大学 SD 研修規程

【資料 3-5-6】SD 研修会報告書（2016-2017 年度）

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

現状としては、本大学の学生数等に即した適正規模の職員配置や管理体制となっているが、18歳人口の減少や地域格差は正等に向けた国の施策動向など中長期の課題を踏まえながら、研修等を通じて大学の将来を担う若手職員の育成や一層の業務の効率化、組織体制の見直しを継続して実施していく。

◆基準3. 経営・管理と財務

3-6 財務基盤と収支

«3-6 の視点»

- | | |
|-------|------------------------------|
| 3-6-① | 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 |
| 3-6-② | 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保 |

(1) 3-6 の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学校法人佛教教育学園では、各設置校に対して財務計画の提出を求め、中長期的な計画を作成しており、本大学では、平成23年度の大学開設から完成年度に至るまでの4年間の学生数の推移やこの間の社会情勢の変化、学生募集の動向等を踏まえ、平成28年度から華頂短期大学の介護学科を募集停止とし、新たに本大学の現代家政学部に食物栄養学科を開設して学生数の確保を図るなど財務状況の改善を進めている。【資料3-6-1～4】

また平成30年度には、現代家政学科での人材養成像をさらに明確にして学生募集を行うこととし、生活者の多様なニーズや生活課題に的確に対応できる力を身につけることを目指す「生活学専攻」と、子供を取り巻く環境を考えながら実践的スキルを身につけ、保育と教育のプロフェッショナルを目指す「児童学専攻」に分離するカリキュラム改革を取り組んでいる。【資料3-6-5】

将来的には、短期大学の定員、校地・校舎、教員を活用して改編を図り、人文系学部を設置する計画を進めており、こうした中長期的な計画に基づいて適切な財務運営を確立していくこととしている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料3-6-1】京都華頂大学資金収支中期計画（平成28年度～平成32年度）

【資料3-6-2】京都華頂大学事業活動収支中期計画(平成28年度～平成32年度)

【資料3-6-3】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）

（エビデンス集（データ編）【表2-1】参照）

【資料3-6-4】学部、学科別の在籍者数（過去5年間）

（エビデンス集（データ編）【表2-2】参照）

【資料3-6-5】2018年大学案内(p.23～p.30)（【資料F-2】参照）

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 23 年度の大学設置以降これまでの財務状況としては、完成年度翌年の平成 27 年度までは教育活動収支差額の着実な改善を続けていたが、食物栄養学科の開設年度の平成 28 年度は厚生労働省の管理栄養士養成課程の認可が開設前年度の 3 月末となつたため学生募集が遅れ、同学科の初年度入学者数は定員の 81.7% に留まったことや設置基準に合わせた教員配置としたため収支改善は一時停滞した。

しかしながら平成 29 年度の入学者は定員の 93.3% となり、引き続き食物栄養学科の教員の増員や設備の拡充が必要なもの、各種事務・事業の効率化による経費削減や事務職員人件費の抑制を進めた結果、平成 29 年度予算では教育活動収支差額がプラスに転じる見込みとしており、また、引き続き管理栄養士養成課程の需要は多いことから、平成 30 年度以降は定員充足を達成できるよう広報活動に積極的に取り組んでいるところであり、今後も着実に財務状況が改善するものと考えている。

【資料 3-6～8】

安定した財務基盤を確立するためには学生の確保が絶対的条件であるが、本大学では、平成 28 年度に開設した食物栄養学科の完成年度までは引き続き厳しい財務運営となると想定しつつ、校舎や教員、事務局等については華頂短期大学との一体的運用を経営の基盤としていることから、前項で述べた短期大学の学科の組織転換による新学部設置の実現を図り、収支バランスを一層改善して財務基盤の安定を図るべく「将来構想策定会議」で検討を重ねているところである。【資料 3-6-9】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-6-6】 京都華頂大学資金収支計算書推移表（平成 23 年度～平成 31 年度）

【資料 3-6-7】 京都華頂大学事業活動収支計算書推移表（平成 23 年度～平成 31 年度）

【資料 3-6-8】 財務状況の経年比較表（京都華頂大学・平成 23 年度～平成 31 年度）

【資料 3-6-9】 京都華頂大学・華頂短期大学将来構想策定会議規程（【資料 1-2-1】参照）

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

食物栄養学科が完成年度を迎えるまでの間は、引き続き厳しい財務状況が続くものと考えているが、収入のほぼ 8 割を占める学生生徒等納付金の安定的な確保のため、指定校を中心に教員による高校訪問活動や入学広報センター職員による地域毎の傾向分析を踏まえた重層的な訪問活動を展開し、既存連携校との教育プログラムの強化や新規連携校の開拓などの募集活動により一層力を入れるとともに、中途退学者等による財政に及ぼす影響を最小限に食い止めるため、平成 29 年度から「担任制」を導入し、教学面だけでなく教員による生活面のきめ細やかな指導により休退学者の減少を図る。

また、今後も続く少子化の影響や国の助成金の動向など、外部環境の変動に対応するためには収入の多様化が最も重要となるため、科研費や受託研究助成金の獲得に努力するとともに、「受配者指定寄付金」や「所得税の減税措置（税額控除）」の制度をより積極的に告知し、インターネットによる申し込み対応の準備を進めるなど、外部に対しての働きかけを強化し、寄付者が寄付しやすい環境を整備することにより外部資金の獲得増強を図ることとしており、財務基盤の安定と収支バランスの均衡に向け、中長期 5 ヶ年計画の立案

や毎年度の見直しにより精度を高め、より安定した財務計画の下で着実な学校経営を進めしていく。

◆基準3. 経営・管理と財務

3-7 会計	
≪3-7 の視点≫	
3-7-①	会計処理の適正な実施
3-7-②	会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

法人本部においては、理事長の予算編成方針に基づいて設置校ごとに作成された予算原案を事務局で集計し、理事長によるヒアリングを経て法人としての当初予算案を作成している。この予算案は、法人全体の資金収支状況やB/Sバランス、事業活動収支状況等の資料とともに3月の評議員会・理事会の審議を経て当初予算として決定され、さらに4月時点での新入生を含めた学生数や教職員数確定後に収支の見直しを行うとともに、前年度決算の状況を踏まえた収支の見直しを反映した実行予算案を作成し、5月の評議員会・理事会の審議で決定している。また、年度途中に収支の変更が生じた場合には、理事会において補正予算の審議・決定を行っており、こうした法人本部による厳格な予算管理の下で、各設置校においては「学校法人会計基準」及び「経理規程」に基づき適正に会計処理を行っている。【資料3-7-1】

また、本大学においては、基準3-5-①で述べたとおり、会計処理に係る権限（決裁区分）を明確に定めており、5万円以上の支出については事前の起案決裁を必須としている。

さらに、経理課での予算執行状況や入出金の管理とは別に、独自の「予算管理システム」を構築しており、事務職員だけではなく教員も支払伝票を起票の都度予算管理システムへデータ入力して予算残高を確認するよう義務付けており、こうした作業を通じて各部署において予算執行状況を把握し、無駄のない適正な予算執行と会計処理を実施している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-7-1】学校法人佛教教育学園経理規程

【資料 3-7-2】予算管理システム概要資料

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、公認会計士（独立監査法人）による監査と外部監事による監査及び監査室による内部監査による監査体制を整備しており、監査を厳正に実施している。

公認会計士による監査は、3人の会計士により年間延べ9日、約50時間に亘って行われ、元帳及び帳票書類等の照合や決算関係書類の照合、手続きの確認などの監査を受けており、また、会計処理の疑問点などは常に会計士に確認し、適正に処理するよう努めている。

【資料3-7-2】

外部監査による監査においては、法人の監事2名により現状の説明や事務手続き等が適正であるかの確認がなされ、助言や意見交換などを行っている。また、決算原案の作成後の会計帳簿書類の閲覧・照合など業務執行状況や財産等を監査しており、この結果については決算報告時に評議員会・理事会で監査報告が行われている。

監査室における監査については、学生確保に対する募集戦略や体制、募集活動状況の確認、幼中高大連携や設置校間の協力体制、各設置校における学生生徒数規模と業務量の関係における人員配置及び労働環境の現状等について、毎年1回監査が行われている。

上記のとおり、外部監査や内部監査において、適正な会計処理の確認に加え、大学の設置目的に即した事業の運営状況など、様々な角度からの監査を実施しており、法人の監理の下で適正な大学運営を進めている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-7-3】平成 28 年度公認会計士監査要領（【資料 3-4-6】参照）

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

事務職員の会計知識の向上を図るため、外部研修等に積極的に参加するとともに、公認会計士、税理士及び監事との連携を密にし、会計業務を適正に処理していく。

また、各部署の予算執行については、基準 3-5-②で述べたシステムにより各部署の計画性が充実してきたが、今後は経営改善に向けた中長期計画や進捗管理の仕組みの見直しとともに、これと関連付けた新しい予算編成システムの構築を検討していくこととしている。

また、将来に向けては、決算業務と連動した電子決裁システムの導入により、新会計基準に基づく正確で透明性の高い会計処理を行い、利害関係者に向けての一層の説明責任を果たすとともに、予算執行状況の管理を徹底することによって経営状態をより早く把握し、事業計画の見直しや策定に役立てていく。

[基準 3 の自己評価]

設置主体である法人においては、法人内における合意形成や戦略的かつスピーディな施策展開のために理事会及び評議員会の構成を大幅に見直すなど、中長期的視野に立って社会情勢の変化に的確に対応できる体制を整えている。

本大学においては、管理運営方針や予算編成方針を定めて職員の共有を図りながら、建学の精神に基づき、設置目的に沿った適正な運営を行うとともに、法令を遵守しながら大学の規模に適した業務執行体制と管理体制を確保し、学校教育法改正の趣旨に沿った意思決定プロセスを構築しており、学長のリーダーシップの下で適切なガバナンスと「政策懇談会」等を通じたボトムアップの仕組みが有効に機能している。

財務については、大学開学当初から教育の質的向上を図るための教育活動や学生支援等について十分な予算措置を行いつつ、学年進行に伴う学生数増による納付金収入の増と人件費や管理経費の抑制による支出削減により基本金組入前当年度収支差額は着実に改善しており、さらに、平成 28 年度の食物栄養学科設置により平成 29 年度には教育活動収支が

プラスに転じる見込みとなっている。

会計処理については、学校法人会計基準、関連諸規程等に従い適正に執行しており、公認会計士や監事及び内部監査人の監査を厳正に実施している。

以上のとおり、本大学においては理事長・学長のリーダーシップの下、適正な組織運営や監査体制、厳正な会計処理がなされており、また、しっかりととした見通しの下で今後の安定した財務基盤を確立するために「将来計画検討委員会」において、社会情勢の変化を想定した長期的な教学体系等の検討を続けており、経営・管理と財務に関する基準3は満たしていると判断する。

◆基準4　自己点検・評価

4-1　自己点検・評価の適切性

«4-1の視点»

4-1-①	大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
4-1-②	自己点検・評価体制の適切性
4-1-③	自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本大学は、平成23年4月の開学から平成26年度の完成年度まで、文部科学省に提出する「設置計画履行状況報告書」に基づいて自己点検・評価を実施してきた。【資料4-1-1】

また、完成年度の前年度にあたる平成25年度の大学運営協議会（現：大学評議会）において、完成年度以降の本大学の将来計画について検討する「京都華頂大学将来計画検討委員会」の設置及びその将来計画案について審議し、同日の会議において「京都華頂大学自己点検・評価委員会」の設置、また、「自己点検・評価の必要性」や「評価結果を改善に生かすPDCAサイクルを適切に機能させること」が、将来計画を具体的に検討するために重要なことが報告され、自己点検・評価から具体的な将来計画を進めていく方向性が決定された。【資料4-1-2】

「京都華頂大学将来計画検討委員会」においては、学系、教育分野、教育課程、教員組織、教員数等の点検・評価を行い、そのうえで学部・学科等の意見も聴取した上で、平成26年度から平成28年度までの本大学の学部・学科構成等の計画・取組を「京都華頂大学将来計画のイメージ（中期計画）」として取りまとめた。【資料4-1-3～4】

本大学ではこの将来計画検討委員会等の方向性を踏まえて、学部・学科の改組・改編作業を本大学の教育目的に沿って関係者と具体的に開始し、平成28年度には食物栄養学科の開設（学科増）と教育課程の履修モデルコースの見直し・改編を行った。

将来計画検討委員会等では、現在も引き続き教育研究活動の点検・評価を行いながら、平成30年の現代家政学科の教育課程の改編作業を具体的に進め、学則変更届出を行ったところである。

【エビデンス集(資料編)】

【資料4-1-1】京都華頂大学平成26年度設置計画履行状況報告書／同実地調査

【資料4-1-2】大学運営協議会／配付資料

【資料4-1-3】京都華頂大学将来計画検討委員会／配付資料（【資料1-3-10】参照）

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

「京都華頂大学将来計画検討委員会」は、副学長を委員長とし、学部長や教職・資格教育機構長（現：教職教育機構長）、副学部長、教務主任、事務局長等で構成され、主に教学

部門に係る現状の課題分析や中長期的かつ総合的な展望に立って将来計画の検討に当たってきたが、平成 26 年 4 月には併設する短期大学の将来構想を含めた大学・短大の総合的な計画を策定するため、新たに「京都華頂大学・華頂短期大学将来構想策定会議」（議長：学長）が設置されたことを受け、同会議の大学部門における教学関係の検討部会として「京都華頂大学将来計画検討委員会（教学担当）」となった。

また、将来構想を施設や設備面から検討するための部会として「京都華頂大学・華頂短期大学将来計画検討委員会（管理担当）」を設置し、両委員会での検討を踏まえて、本大学の将来構想を策定する体制を整え、将来構想の検討過程を通じて本大学の教学や管理部門の自主的な点検・評価を継続して実施してきた。

平成 29 年度に第三者機関による点検・評価を受審するに当たっては、評価の基準に沿った総合的な点検を全学挙げて行う必要があるため「京都華頂大学自己点検・評価委員会」とび「京都華頂大学自己点検・評価実施委員会」により点検作業を行うこととした。

この「自己点検・評価委員会」は、学長を委員長とし、副学長、学部長、教職教育機構長、学科長、学科主任、附属機関の長、事務局長、管理組織の所属長等で構成し、その下に総務部長を委員長とし、教学部長、本学部・学科の主任、管理組織の課長等で構成する「自己点検・評価実施委員会」を置き、相互に連携しながら効率的な点検・評価活動を進めることができるような体制としており、前述の将来構想策定会議及びその検討委員会の体制により本大学の現状の総合的な把握・分析を行い、抽出された課題に迅速な対応策を検討する上で適切な体制を整えていると判断している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-1-4】京都華頂大学自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-5】京都華頂大学自己点検・評価実施委員会規程

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

前述のとおり、本大学は平成 23 年 4 月に開学して以来、完成年度までは「設置計画履行状況報告書」の作成を通じて毎年度自己点検・評価に取り組むとともに、平成 26 年度からは教学部門を中心とする本大学の中長期計画の検討に重要となる点検・評価を継続的に行い、さらに平成 29 年度には第三者機関による点検評価を受審するなど自己点検に取り組んでおり、また、点検・評価については、本大学の将来構想計画進行に併せて実施しており、その周期等は適切であると判断している。なお、平成 28 年度に開設した食物栄養学科は管理栄養士養成施設の指定基準に係る自己点検も毎年度実施しており、適正に管理・運営している。【資料 4-1-6】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-1-6】管理栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本大学では、完成年度以前の平成 25 年度から大学の将来構想の検討過程を通じて自己点検・評価体制を整え、点検活動に取り組んでいるが、学則第 1 条第 3 項に「自ら不斷に点

検および評価を行い、その教育研究水準の向上を図る」とあるように、今後は自己点検・評価の結果を全学的な改善策に生かすために、毎年の評価結果をSD、FD研修等の機会を通じて全職員に周知徹底するなど、自主的で継続的な自己点検・評価活動の更なる充実を図っていく。

◆基準4　自己点検・評価

4-2　自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

- | | |
|-------|-------------------------|
| 4-2-① | エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価 |
| 4-2-② | 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析 |
| 4-2-③ | 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表 |

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

前述のとおり本大学では、完成年度を迎えるまでは文部科学省の指示する方法・基準に沿った自己点検を行い、完成年度以降は、本大学の将来構想策定に関連した教育研究活動や経営・財務の状況の分析を実施するために必要な資料やデータ、調査結果等の収集・分析を適正に行っており、エビデンスに基づく透明性の高い客観的な自己点検・評価活動を行っている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

現状把握については「将来計画検討委員会（教学担当・管理担当）」や「自己点検・評価委員会」が中心となり、教育・研究・社会貢献に関する各種データや調査結果、研究報告書等の収集・分析を組織的に行っているが、平成28年度には自己点検・評価委員会の下に「IR推進委員会」を設置し、個別の課題・テーマに沿って、学内の教育研究組織と管理組織が協働して様々な情報の収集、分析、整理を継続的に行う体制を整えた。

今後はIR推進委員会を通じて、より詳細な自己点検・評価活動を実施し、教育研究活動をはじめ学生支援、就職・進路支援、学生募集活動等の改善・向上のための調査・データの収集と分析力の向上を図っていく。【資料4-2-1】

【エビデンス集(資料編)】

【資料4-2-1】京都華頂大学・華頂短期大学IR推進委員会規程

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本大学は開学時に「京都華頂大学 設置の趣旨等を記載した書類」を教職員に配付して、学習環境や教育研究環境を適切に管理運営しているかを自主的に点検・評価する指針として学内での共有を図っている。【資料4-2-2】

また自己点検・評価活動の一環として、4-1-①で述べた開学から完成年度までの文部科

学省への「設置計画履行状況報告」(食物栄養学科においては管理栄養士養成施設として指定期準に係る自己点検)の結果を教学及び管理運営部門の予算編成時の年間事業計画立案及び事業報告時に確認して予算等に反映するとともに、自己点検・評価の結果は学内の周知を図るため、教授会を始め職員連絡会やSD研修会等で報告し、教職員の理解を深めて共有を図っている。

本大学が開学前から毎年度発行している「学報」は、自己点検・評価活動の一環として教員の教育研究成果や本学部・学科、附属機関、管理組織の部門ごとの事業活動等を含む当該年度の動き等を記載しており、教職員、学生、保護者等に配布して教育研究活動、管理組織の事業活動等の現状を報告している。

また、これらの内容等については本大学のホームページで公表しており、自己点検・評価活動の取り組みを社会に公表している。【資料4-2-3~4】

【エビデンス集(資料編)】

【資料4-2-2】京都華頂大学設置の趣旨等を記載した書類

【資料4-2-3】SD研修会報告書(2016-2017年度) (p. 81) ([資料3-5-6] 参照)

【資料4-2-4】学報第6号 ([資料1-3-9] 参照)

【資料4-2-5】本大学公式ホームページ/<http://www.kyotokacho-u.ac.jp/>
([資料1-3-5] 参照)

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

本大学における自己点検・評価活動をより実効性のあるものにするため、今後はIR推進委員会が機動的に活動できる体制や学内における情報の集約をより充実させ、分析・検討の上、自己点検・評価の結果の学内共有と社会への情報公開をさらに進めて透明性の高い大学運営を進めていくとともに、このたびの大学機関別認証評価の受審を機会に、これまでの評価基準・項目の見直しを行い、自己点検・評価活動の充実を図る。

◆基準4 自己点検・評価

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

自己点検・評価の結果は予算編成や本大学の中長期計画の具体化に向けた検討作業に生かし、学内で意思決定組織や教職員へ研修・連絡会といった場を通じて共有し、教育研究や大学運営に係る事業計画の企画・立案及び実施に反映させている。

以下、PDCAサイクルのPLAN、DO、CHECK、ACTIONに分けて現状を述べる。

「PLAN」は、法人理事会の下に大学評議会、部長会を置き、長期の視点で本大学としての進むべき方向を検討している。各年度の事業計画は学長・副学長・各部長・事務局長を

含む部長会が中心となって、大学としての毎年の事業計画を策定している。「DO」は、これらの事業計画をもとにして、部長会、課長連絡会、職員連絡会及び教学協議会によって、大学運営及び教育研究活動が行われている。「CHECK」は、各種データ収集・分析により教学・研究組織、管理組織の取組みと経過、結果報告が定期的に行われている。「ACTION」は、大学評議会等の意思決定組織と教育研究組織、管理組織各部門による相互の大学全体の行動計画（次のPLAN）の見直しが図られている。

以上のとおりPDCAサイクルの仕組みが確立し、機能することで自己点検・評価活動が有効に働いていると考えている。【資料4-3-1】

【エビデンス集(資料編)】

【資料4-3-1】平成28年度事業計画書（【資料F-6】参照）

（3）4-3の改善・向上方策（将来計画）

現状では、自己点検・評価活動を起点とする大学運営は機能しているが、今後は、自己点検・評価委員会と教学研究組織、管理組織をつなぐベースともなるIR推進委員会を有効に機能させ、その分析・検討を踏まえて自己点検・評価を行い、大学運営の改善・向上を実効的に進める。

【基準4の自己評価】

自己点検・評価活動については、本大学の完成年度までの「設置計画履行状況報告」作成過程を通じた自己点検と、平成25年に本大学の自己点検・評価委員会を設置以降の中長期計画の策定や実現に向けた点検作業等を通じて、自主的で自律的な自己点検・評価活動を続けてきた。

また、「学報」やホームページ等を活用しながら、大学における教育研究活動や地域貢献活動の実施状況、法人全体及び大学の経営状況等の学内での共有を図りながら広く社会への公表を行ってきており、自己点検に関する基準は満たしていると判断している。

今後は、精度の高いPDCAサイクルの仕組みの実質化を進めながら、認証評価の結果を大学運営全般の改善・向上につなげるとともに、データの収集と調査・分析力の向上を図り、エビデンスに基づいたより透明性の高い自己点検・評価を継続して実施し、本大学の教育理念、目的に沿った中期計画ビジョンや将来構想の実現を目指していく。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

(以下は使命・目的に基づく大学独自の基準の例)

基準 A. 社会貢献と学生の学び

A-1 地域社会への貢献	
«A-1 の視点»	
A-1-①	建学の精神と地域社会との連携
A-1-②	地域社会の生涯学習機会の提供
A-1-③	地域社会と学生の連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神と地域社会との連携

本大学では、平成 23 年 4 月に附属施設として併設する短期大学を含めて「地域発展活性化センター」を開所したが、その目的は本大学が位置する地域との連携、及び地域活性化への社会貢献に寄与することとしている。【資料 A-1-1】

地域発展活性化センターでは、地域連携交流事業として学生ボランティアによる活動、地域連係・交流事業の一環として地域課題に取り組む団体等の支援、本大学が位置する地域と連携して支援する特定地域支援事業に取り組んでいる。【資料 A-1-2】

また浄土宗宗門関係大学による社会連携企画報告会・シンポジウムに学生が参画するなど、ボランティア等を通して自らの成長や学び、他大学の学生との交流等により建学の精神に基づく人材養成像につながっている。【資料 A-1-3】

A-1-② 地域社会の生涯学習機会の提供

本大学では、大学の使命として重要な社会貢献の一環として平成 21 年度から「華頂公開講座」を開講し、本大学の教育・研究の成果を地域社会の人々の生涯学習機会として提供している。

本大学を開設した平成 23 年度からは、本大学教員を公開講座の講師として実施しており、平成 26 年度には、本大学の将来構想の教育研究分野として平成 28 年 4 月に開設した食物栄養学科に関連して「現代人の食と栄養—和食の伝統と知恵に学ぶ—」を公開講座のテーマで開講し地域社会の生涯学習の機会としている。【資料 A-1-4】【表 A-1-1】

【表 A-1-1】 華頂公開講座における本大学教員等による講座開催実績

年度	開催日	公開講座テーマ	主な担当テーマ
H21	11月14日・12月12日 1月23日・2月13日 3月13日	京都のまんなかで歴史を学ぶ魅力	都の香り、その歴史 講師：畠 正高（松栄堂社長）
			一休の『自戒集』を読む 講師：土井哲治（華頂短期大学准教授）
			聖徳太子研究の根本資料 講師：田中嗣人（華頂短期大学教授）
H22	11月6日・13日 11月27日・12月11日 1月22日・29日 2月5日・26日 3月5日・19日	現代の家族・家庭を問う！	日本の家族は今まで大丈夫だろ うか？ 講師：吉田博子（京都華頂大学学部長・教授）
			老いからはじまった新しい結びつき 講師：神居文彰（宇治平穎院住職）
			法然上人の女人教化 講師：中野正明（京都華頂大学・華頂短期大学学長）
			法然上人と東国武士 講師：中井真孝（佛教大学教授）
			江戸時代の遠忌と法然上人 講師：伊藤真昭（京都華頂大学兼任講師）
H23	10月1日・29日 11月19日・12月10日 1月21日・2月18日	「法然上人800年大遠忌記念」歴史家が語る法然上人	建永の法難をめぐって 講師：上横手雅敬（京都大学名誉教授）
			地元人々による復興活動を後方支援 講師：石田 歩（NPO法人・アーユス仏教国際協力ネットワーク関西事務局）
			被災地支援ボランティアの意味 講師：名賀 亨（京都華頂大学・華頂短期大学学生センター長・学生参画運営センター長）
H24	9月15日・10月20日 11月10日・12月1日 1月19日・2月9日	東日本大震災とボランティア	大震災と学生ボランティアと私 講師：長谷川匡俊（淑徳大学学長）
			地元人々による復興活動を後方支援 講師：石田 歩（NPO法人・アーユス仏教国際協力ネットワーク関西事務局）
			被災地支援ボランティアの意味 講師：名賀 亨（京都華頂大学・華頂短期大学学生センター長・学生参画運営センター長）
			大震災と学生ボランティアと私 講師：長谷川匡俊（淑徳大学学長）
H25	10月5日・11月16日 12月7日・21日 1月11日・2月8日 3月8日	介護学の視点	公的介護保険の構造的諸問題 講師：足立正樹（京都華頂大学教授）
			家族・地域の視点から介護を考える 講師：藤井伸生（京都華頂大学教授）
			介護予防と高齢者の健康 講師：中村洋子（京都華頂大学准教授）
			介護予防と高齢者の健康 講師：中村洋子（京都華頂大学准教授）

H26	10月11日 11月8日・22日 12月20日・1月17日 2月14日・3月7日	現代人の食と栄養	伝統海藻食を現代に活かす 講師：豊原容子（京都華頂大学准教授）
			お米・豆・魚の組合せと発酵食品 講師：堀越昌子（京都華頂大学教授）
			京料理に潜む和食の魅力 講師：高橋拓児（木乃婦主人）
			知恩院御影堂について 講師：浅井健一（京都府教育庁指導部文化財保護課主査）
H27	10月3日・11月14日 12月12日・1月30日 2月13日・3月5日	華頂誌界隈誌談	華頂会館の誕生とその建築 講師：川島智生（京都華頂大学教授）
			知恩院の門跡町について 講師：伊藤真昭（華頂短期大学教授）
			知恩院からの贈りもの 講師：工藤美和子（華頂短期大学准教授）
H28	10月8日・11月12日 12月17日・1月21日 2月4日・3月4日	華頂誌界隈誌談	長楽寺・幕末水戸藩 講師：新矢昌昭（華頂短期大学准教授）
			京の名物 ここにあり 講師：塩田二三子（京都華頂大学准教授）

A-1-③ 地域社会と学生の連携

本大学が位置する東山区の区役所では区の運営方針を定め、区内の大学との連携・協力の推進を挙げているが、本大学においても災害発生時の避難所として指定を受けるとともに、東山区が主催し区民が参加する「東山区民ふれあい広場」等の各種事業に学生が参画している。

学生部や本大学附属機関の「学生参画運営センター」、「地域発展活性化センター」による参加要請や教員から学生への呼びかけにより、学生が主体的に各種事業に参加している。

【資料 A-1-5】

また、本大学に隣接する疎水・白川の美化のため地域と連携し、本大学宗教部委員会も参画し年2回清掃活動を行って実施している。これらの正課外において学生参画の機会を創出し学生の主体性を育成することに役立っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-1-1】京都華頂大学・華頂短期大学地域発展活性化センター規程

(【資料 1-3-17】参照)

【資料 A-1-2】地域発展活性化センター活動報告書「夢・かけはし」

(【資料 1-3-17】参照)

【資料 A-1-3】浄土宗宗門関係大学社会連携企画報告会・シンポジウム

【資料 A-1-4】第1～6回華頂公開講座／ちらし

【資料 A-1-5】京都華頂大学・華頂短期大学学生参画運営センター／活動報告

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き地域社会のニーズを踏まえた公開講座の開催や地域連携や行政の事業への参画については、それぞれが関連する部署等が連携し学生の学びを支援していく。

基準 A. 社会貢献と学生の学び

A-2 教育活動における関係機関等の連携	
«A-2 の視点»	
A-2-①	大学関係機関との連携
A-2-②	企業と連携した教育

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 大学関係機関との連携

本大学の現代家政学科では、教員養成課程の認定を受けているが、幼稚園、小学校などの教員を目指す学生たちの支援、主体的な学びの機会として、大学で身に付けた専門的知識を基盤として、教師に求められる資質や実践的指導力に磨きをかける場である「京都市教師塾」や近隣の都道府県の教師塾の塾生として参加している。【資料 A-2-1】

本大学は、京都地域の大学間連携と相互協力を図り、大学・短期大学の教育・学術研究水準向上とその成果の地域社会、産業界への還元、また地域社会、行政及び産業界との連携を促進し、地域の発展と活性化に努め、京都地域を中心とした高等教育の発展と社会をリードする人材を育成する「大学コンソーシアム京都」の会員として参画をしている。【資料 A-2-2】

その上で、本大学教員についても大学コンソーシアム京都の各種委員会への委員の参加として連携することや同コンソーシアムの事業である「京都 FD 執行部塾」に教職協働の視点から大学運営の在り方を検討する研修会に教職員が出席するなど、教職員の FD の向上にも努めている。また、学生が他大学での授業を学習できる大学コンソーシアム京都が提供する単位互換制度に参加し、京都市を中心とした地域の、国公立・私立を含めた約 50 の大学・短期大学の授業を履修することを可能としている。

A-2-② 企業と連携した教育の活用

本大学は、平成 24 年の大学開設の翌年度から寝具メーカー「京都西川」と产学連携プロジェクト「ライフデザイン研究会」を設立し現代家政学を学ぶ視点を活動目的とし、指導教員の下、学生の自主的な活動に取り組んでいる。これまでに、商品の企画・デザインや地域の商店街での販売や眠りに関する調査・アンケートの実施や考察を進めている。これらの学びにより眠りの視点からこれまでの生活を見つめ直しより良い生活について考える

ものとしており、本大学の教育理念・目的に沿った学生の取り組みが行われている。

【資料 A-2-3】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 A-2-1】教師塾／学生参加状況資料
- 【資料 A-2-2】大学コンソーシアム京都／関連資料
- 【資料 A-2-3】ライフデザイン研究会／関連資料

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本大学の教育活動における関係機関等との連携については、これまで本大学教職員が参画している大学コンソーシアム京都の検討委員会や各種取組、事業に積極的に関わっていくことにより本学の教育活動の活性化を図っていくものとする。また、これまでの企業と学生との連携による成果として、学生の成長に資することが挙げられることから、今後、授業プログラムとして計画することにより学生の参画を促進し、さらに教育効果の向上を図っていく。

[基準A の自己評価]

本大学の教育方針は、「生命の尊さを深く理解し、素直に感謝のできる社会人を育成すること。」を掲げているが、地域社会に貢献する人材を育成することを共通した教育目的としている。そのため、本大学が位置する地域社会と密着した大学であることが個性・特色の一つであり、地域とのつながりの維持とその教育的活用はきわめて重要である。

単学部2学科の小規模な大学であるが、本大学の教育資源を最大限活用し地域社会に教育研究成果の発信によって貢献しつつ、地域諸機関との連携による教育資源を活用していくことの意義は大きい。

そのため、区役所等の行政機関、大学コンソーシアム、地域関係団体や企業等と連携したボランティア活動、教職員の参画などを通じて、地域との繋がりの維持・強化、地域に溶け込む大学づくりを進めることができている。

本大学は、事務局及び附属機関を中心とした諸活動を通じて、本大学の建学の精神を地域社会に発信する取り組みを継続し学生の正課外の活動を支援することにより、学生の主体的な学びへと繋げている。

特に近年、自治体、企業、他の教育機関等との連携協力を精力的に進めており、その成果を、具体的な形で授業科目や正課外プログラムに反映できていると言え、本大学は基準Aを満たしている。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織(学部等)	
	全学の教員組織(大学院等)	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年間)	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数(過去 5 年間)	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳(過去 3 年間)	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移(過去 3 年間)	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況(過去 3 年間)	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	該当なし
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数(最高、最低、平均授業時間数)	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要(図書館除く)	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	

【表3-9】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表3-10】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表3-11】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去5年間)	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為 学校法人佛教教育学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内 2018年大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則 京都華頂大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱 2017年入学選考要項 京都華頂大学現代家政学部現代家政学科・食物栄養学科 2017年AO選考要項 京都華頂大学現代家政学部現代家政学科・食物栄養学科	
【資料 F-5】	学生便覧 2017キャンパスライフ	
【資料 F-6】	事業計画書 平成28年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 平成27年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど アクセスマップ（2017年入学選考要項 裏表紙） キャンパスマップ（2017キャンパスライフ p.8）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など） 京都華頂大学諸規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 ① 理事・監事名簿及び理事会開催回数 ② 評議員名簿及び評議員会開催回数 ③ 理事会開催状況 ④ 評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間） 平成24年度～平成28年度 学校法人佛教教育学園計算書類 平成24年度～平成28年度 学校法人佛教教育学園監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス 2017履修要項	

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	京都華頂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	京都華頂大学学部・学科の教育目的に関する規程	
【資料 1-1-3】	2017 キャンパスライフ	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	2017 履修要項	【資料 F-12】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	京都華頂大学・華頂短期大学将来構想策定会議規程	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	京都華頂大学評議会規程	
【資料 1-3-2】	京都華頂大学教授会規程	
【資料 1-3-3】	部長会規程	
【資料 1-3-4】	職員連絡会／配付資料	
【資料 1-3-5】	本大学公式ホームページ http://www.kyotokacho-u.ac.jp/	
【資料 1-3-6】	2017 オープンキャンパスリーフレット	
【資料 1-3-7】	保護者会会則／保護者会配付資料	
【資料 1-3-8】	華頂修学ポータルサイト／利用案内 https://ap.kyotokacho-u.ac.jp/ap/portal/	
【資料 1-3-9】	学報第 6 号	
【資料 1-3-10】	京都華頂大学将来計画検討委員会／配付資料	
【資料 1-3-11】	管理栄養士養成施設設置趣意書	
【資料 1-3-12】	学校法人佛教教育学園理事会資料	
【資料 1-3-13】	学科会議／関連資料	
【資料 1-3-14】	京都華頂大学学生委員会規程	
【資料 1-3-15】	京都華頂大学・華頂短期大学教育改革会議規程	
【資料 1-3-16】	京都華頂大学現代家政学研究所規程／現代家政学研究	
【資料 1-3-17】	京都華頂大学・華頂短期大学地域発展活性化センター規程 ／「地域発展活性化センター活動報告書『夢・かけはし』」	
【資料 1-3-18】	京都華頂大学・華頂短期大学教育開発センター規程／教育開発センター研究報告書	

基準2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2018 年大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	2017 年度入学選考要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	2017 年度指定校特別推薦選考要項	
【資料 2-1-4】	2017 年度 A0 選考要項	
【資料 2-1-5】	京都華頂大学入学試験・広報委員会規程	
【資料 2-1-6】	京都華頂大学入学試験・広報実施委員会規程	
【資料 2-1-7】	入学前導入教育実施案内	
【資料 2-1-8】	入試種別ごとの志願者数、受験者数、合格者数、実質競争率、入学者数	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	2018 年大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-2】	2017 履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-3】	京都華頂大学・華頂短期大学教育改革会議規程／配付資料(学士力を始点とする教育課程の体系的構築に向けて)	
【資料 2-2-4】	京都華頂大学の授業科目の到達目標と学修成果項目一覧	
【資料 2-2-5】	シラバス作成マニュアル、平成 29 年度シラバス(華頂修学ポータルサイトより出力)	
【資料 2-2-6】	京都華頂大学・華頂短期大学教育開発センター規程／教育開発センター研究報告書	【資料 1-3-18】と同じ
【資料 2-2-7】	京都華頂大学教育能力開発検討委員会規程	
【資料 2-2-8】	授業アンケート集計結果に関する振り返りシート	
【資料 2-2-9】	2017 履修要項／履修規程	【資料 F-12】と同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	京都華頂大学学生委員会規程	【資料 1-3-14】と同じ
【資料 2-3-2】	授業欠席状況確認票様式	
【資料 2-3-3】	京都華頂大学及び華頂短期大学スタディ・アドバイザー(SA)に関する要項、関連資料	
【資料 2-3-4】	2017 履修要項／定期試験の答案返却	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-5】	スタディ・サポート関連資料	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	2017 履修要項／履修規程	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-2】	2017 履修要項／試験規程	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-3】	2017 履修要項／京都華頂大学成績評価規程	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-4】	2017 履修要項／京都華頂大学 G P A 運用内規	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-5】	2017 履修要項／卒業演習（論文を含む。）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-6】	卒業論文論題一覧	
【資料 2-4-7】	2017 履修要項／京都華頂大学現代家政学部「卒業演習（論文を含む。）」の履修に関する規程	【資料 F-12】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	京都華頂大学キャリア委員会規程	
【資料 2-5-2】	京都華頂大学・華頂短期大学キャリアセンター規程	
【資料 2-5-3】	京都華頂大学・華頂短期大学就職斡旋規程	
【資料 2-5-4】	京都華頂大学・華頂短期大学就職斡旋業務に係る個人情報適正管理規程	
【資料 2-5-5】	2012、2016 履修要項・授業計画	
【資料 2-5-6】	インターンシップ報告書 2014～2016 年度	

【資料 2-5-7】	平成 26・27・28 年度 ガイダンス・説明会・対策講座一覧	
【資料 2-5-8】	学生ポートフォリオ「学び・ステップアップシート」1~2 回生用・3~4 回生用(様式①・②)	
【資料 2-5-9】	学生ポートフォリオ「夢・チャレンジシート～キャリアプランシート～」2~4 回生用(様式③)	
【資料 2-5-10】	保護者のための就活ガイドブック	
【資料 2-5-11】	第 1 期生求人依頼用パンフレット	
【資料 2-5-12】	第 1 期卒業生内定先一覧	
【資料 2-5-13】	キャリア NAVI Vol.1~Vol.9	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート用紙	
【資料 2-6-2】	学修時間・学修行動調査アンケート用紙	
【資料 2-6-3】	卒業時アンケート用紙	
【資料 2-6-4】	授業アンケート集計結果	
【資料 2-6-5】	京都華頂大学教育能力開発検討委員会規程	
【資料 2-6-6】	京都華頂大学教学委員会規程	
【資料 2-6-7】	京都華頂大学 11 月度定例教授会／平成 30 年度に向けた京都華頂大学及び華頂短期大学の改編等計画(案)	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	2017 キャンパスライフ	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-2】	心と身体のセンター規程	
【資料 2-7-3】	心と身体のセンター運営委員会規程	
【資料 2-7-4】	京都華頂大学・華頂短期大学学生担任制度に関する規程	
【資料 2-7-5】	京都華頂大学・華頂短期大学学生担任制度に関する細則	
【資料 2-7-6】	京都華頂大学学生委員会規程	【資料 1-3-14】と同じ
【資料 2-7-7】	京都華頂大学入学時成績優秀者特別奨学生制度規程	
【資料 2-7-8】	京都華頂大学入学時成績優秀者特別奨学生制度に関する内規	
【資料 2-7-9】	京都華頂大学奨学金規程	
【資料 2-7-10】	京都華頂大学奨学生選考内規	
【資料 2-7-11】	華頂短期大学・京都華頂大学同窓会奨学金規程	
【資料 2-7-12】	京都華頂大学・華頂短期大学「学内ワークスタディ」に関する内規	
【資料 2-7-13】	京都華頂大学・華頂短期大学学生会規程	
【資料 2-7-14】	京都華頂大学・華頂短期大学華頂祭実行委員会規程	
【資料 2-7-15】	京都華頂大学・華頂短期大学学寮寮生委員会規則	
【資料 2-7-16】	京都華頂大学・華頂短期大学オープンキャンパス学生実行委員会規程	
【資料 2-7-17】	京都華頂大学・華頂短期大学クラブ同好会等連絡会会則	
【資料 2-7-18】	リーダーズ研修レジュメ	
【資料 2-7-19】	クラブ部長会議レジュメ	
【資料 2-7-20】	さつき祭／華頂祭プログラム	
【資料 2-7-21】	心と身体のセンター運営委員会規程	【資料 2-7-3】と同じ
【資料 2-7-22】	心と身体のセンター運営細則	
【資料 2-7-23】	心と身体のセンター運営委員会／配付資料	
【資料 2-7-24】	保健室だより	
【資料 2-7-25】	ピア・サポート育成講座案内(実施計画)	
【資料 2-7-26】	京都華頂大学・華頂短期大学、学生会連絡協議会規程	
【資料 2-7-27】	京都華頂大学学生クラス代表者連絡会規約	
【資料 2-7-28】	京都華頂大学・華頂短期大学、学生会連絡協議会／配付資料	
【資料 2-7-29】	卒業時アンケート調査結果報告書	

2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	全学の教員組織(学部等)	【表 F-6】と同じ
【資料 2-8-2】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	【表 2-15】と同じ
【資料 2-8-3】	京都華頂大学・華頂短期大学特別専任教授規程	
【資料 2-8-4】	京都華頂大学契約教員規程	
【資料 2-8-5】	京都華頂大学・華頂短期大学専任教員担当授業時間数に関する規程	
【資料 2-8-6】	京都華頂大学評議会規程	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 2-8-7】	京都華頂大学専任教員候補者選考会議規程	
【資料 2-8-8】	京都華頂大学資格審査委員会規程	
【資料 2-8-9】	京都華頂大学教員資格基準	
【資料 2-8-10】	京都華頂大学教員資格基準施行細則	
【資料 2-8-11】	京都華頂大学人事教授会規程	
【資料 2-8-12】	京都華頂大学・華頂短期大学教育開発センター研究報告書	【資料 1-3-18】と同じ
【資料 2-8-13】	FD フォーラム「ポスターセッション」	
【資料 2-8-14】	教育開発センター研究会／関連資料	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	図書館利用案内	
【資料 2-9-2】	教室の収容人数・備品等の状況	

基準3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人佛教教育学園寄附行為 第9条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人佛教教育学園法人運営会議規程	
【資料 3-1-3】	京都華頂大学・華頂短期大学・華頂女子中学高等学校・華頂短期大学附属幼稚園職員倫理規程	
【資料 3-1-4】	部長会規程	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 3-1-5】	京都華頂大学教学協議会規程	
【資料 3-1-6】	京都華頂大学教授会規程	【資料 1-3-2】と同じ
【資料 3-1-7】	京都華頂大学評議会規程	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 3-1-8】	学校法人佛教教育学園法人運営会議規程	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-1-9】	京都華頂大学・華頂短期大学将来構想策定会議規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 3-1-10】	学校法人佛教教育学園寄附行為 第3条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-11】	学校法人佛教教育学園公益通報等に関する規程	
【資料 3-1-12】	京都華頂大学・華頂短期大学・華頂女子中学高等学校・華頂短期大学附属幼稚園職員倫理規程 第4条～第10条	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-1-13】	公的研究費の不正防止への取り組みに関する基本方針	
【資料 3-1-14】	京都華頂大学・華頂短期大学における公的研究費の適正使用に関する行動規範	
【資料 3-1-15】	京都華頂大学・華頂短期大学 節電対策申し合わせ事項	
【資料 3-1-16】	京都華頂大学・華頂短期大学 人権委員会規程	
【資料 3-1-17】	京都私立大学人権問題懇話会規約・平成29年度事業計画	
【資料 3-1-18】	京都華頂大学・華頂短期大学セクシャル・ハラスメント防止委員会規程	
【資料 3-1-19】	京都華頂大学・華頂短期大学 セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン	
【資料 3-1-20】	セクシャル・ハラスメント相談窓口に関する規程	
【資料 3-1-21】	セクシャル・ハラスメント調査委員会に関する規程	
【資料 3-1-22】	京都華頂大学・華頂短期大学 防火・防災管理規程	
【資料 3-1-23】	本大学公式ホームページ http://www.kyotokacho-u.ac.jp/	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 3-1-24】	大学ポートレート http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000504901000.html	
【資料 3-1-25】	学校法人佛教教育学園ホームページ http://www.efbes.ac.jp/	
【資料 3-1-26】	学報第6号	【資料 1-3-9】と同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人佛教教育学園寄附行為 第9条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人佛教教育学園理事会資料	
【資料 3-2-3】	学校法人佛教教育学園理事会・評議員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	京都華頂大学評議会規程	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 3-3-2】	部長会規程	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 3-3-3】	京都華頂大学教授会規程	【資料 1-3-2】と同じ
【資料 3-3-4】	京都華頂大学教学協議会規程	
【資料 3-3-5】	京都華頂大学教学委員会規程	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 3-3-6】	京都華頂大学資格審査委員会規程	【資料 2-8-9】と同じ
【資料 3-3-7】	京都華頂大学入学試験・広報委員会規程	【資料 2-1-5】と同じ
【資料 3-3-8】	京都華頂大学副学長規程	

【資料 3-3-9】	京都華頂大学・華頂短期大学将来構想策定会議規程	【資料 1-2-1】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	京都華頂大学教育能力開発検討委員会規程	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 3-4-2】	京都華頂大学学生委員会規程	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 3-4-3】	京都華頂大学入学試験・広報委員会規程	【資料 2-1-5】と同じ
【資料 3-4-4】	京都華頂大学キャリア委員会規程	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 3-4-5】	学校法人佛教教育学園寄附行為 第7条、第13条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-6】	平成28年度公認会計士監査要領	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	京都華頂大学・華頂短期大学、華頂女子中学高等学校事務組織及び事務分掌規程	
【資料 3-5-2】	京都華頂大学・華頂短期大学予算執行に係る決裁権限の申し合わせ事項	
【資料 3-5-3】	平成29年度学校法人佛教教育学園法人予算編成方針	
【資料 3-5-4】	平成29年度予算編成等に関する説明会資料	
【資料 3-5-5】	京都華頂大学・華頂短期大学SD研修規程	
【資料 3-5-6】	SD研修会報告書(2016-2017年度)	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	京都華頂大学資金収支中期計画(平成28年度～平成32年度)	
【資料 3-6-2】	京都華頂大学事業活動収支中期計画(平成28年度～平成32年度)	
【資料 3-6-3】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去5年間)	エビデンス集(データ編)【表2-1】と同じ
【資料 3-6-4】	学部、学科別の在籍者数(過去5年間)	エビデンス集(データ編)【表2-2】と同じ
【資料 3-6-5】	2018年大学案内(p.23～30)	【資料F-2】と同じ
【資料 3-6-6】	京都華頂大学資金収支計算書推移表(平成23年度～平成31年度)	
【資料 3-6-7】	京都華頂大学事業活動収支計算書推移表(平成23年度～平成31年度)	
【資料 3-6-8】	財務状況の経年比較表(京都華頂大学・平成23年度～平成31年度)	
【資料 3-6-9】	京都華頂大学・華頂短期大学将来構想策定会議規程	【資料1-2-1】と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人佛教教育学園経理規程	
【資料 3-7-2】	予算管理システム概要資料	
【資料 3-7-3】	平成28年度公認会計士監査要領	【資料3-4-6】と同じ

基準4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	京都華頂大学平成 26 年度設置計画履行状況報告書／同実地調査	
【資料 4-1-2】	大学運営協議会／配付資料	
【資料 4-1-3】	京都華頂大学将来計画検討員会／配付資料	【資料 1-3-10】と同じ
【資料 4-1-4】	京都華頂大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-5】	京都華頂大学自己点検・評価実施委員会規程	
【資料 4-1-6】	管理栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	京都華頂大学・華頂短期大学IR推進委員会規程	
【資料 4-2-2】	京都華頂大学 設置の趣旨等を記載した書類	
【資料 4-2-3】	SD 研修会報告書(2016-2017 年度)	【資料 3-5-6】と同じ
【資料 4-2-4】	学報第 6 号	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 4-2-5】	本大学公式ホームページ http://www.kyotokacho-u.ac.jp	【資料 1-3-5】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 28 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ

基準 A. 課題探究能力の育成

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会への貢献		
【資料 A-1-1】	京都華頂大学・華頂短期大学地域発展活性化センター規程	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 A-1-2】	地域発展活性化センター活動報告書「夢・かけはし」	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 A-1-3】	浄土宗宗門関係大学社会連携企画報告会・シンポジウム	
【資料 A-1-4】	第 1~6 回華頂公開講座／ちらし	
【資料 A-1-5】	京都華頂大学・華頂短期大学学生参画運営センター／活動報告	
A-2. 教育活動における関係機関等の連携		
【資料 A-2-1】	教師塾／学生参加状況資料	
【資料 A-2-2】	大学コンソーシアム京都／関連資料	
【資料 A-2-3】	ライフデザイン研究会／関連資料	

